

## 平成29年第5回ニセコ町議会定例会 第1号

平成29年12月13日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 町長就任の宣誓
- 5 所信表明
- 6 行政報告
- 7 認定第 1号 平成28年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について  
(決算特別委員会報告)
- 8 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
(平成29年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 9 承認第 2号 専決処分した事件の承認について  
(平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)
- 10 承認第 3号 専決処分した事件の承認について  
(平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)
- 11 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 12 議案第 1号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 13 議案第 2号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 14 議案第 3号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 15 議案第 4号 請負契約の変更について  
(ニセコ町特定環境保全公共下水道ニセコ町下水道管理センターの建設工事委託)
- 16 議案第 5号 羊蹄山ろく消防組規約の一部を変更することの協議について
- 17 議案第 6号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 18 議案第 7号 ニセコ町土地開発基金条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 19 議案第 8号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 20 議案第 9号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算

(提案理由の説明)

2 1 議案第 1 0 号 平成 2 9 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算

(提案理由の説明)

2 2 議案第 1 1 号 平成 2 9 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算

(提案理由の説明)

2 3 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算

(提案理由の説明)

○出席議員 (10名)

1 番 木 下 裕 三	2 番 浜 本 和 彦
3 番 青 羽 雄 士	4 番 齊 藤 うめ子
5 番 竹 内 正 貴	6 番 三 谷 典 久
7 番 篠 原 正 男	8 番 新 井 正 治
9 番 猪 狩 一 郎	1 0 番 高 橋 守

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長	片 山 健 也
副 町 長	林 知 己
会 計 管 理 者	千 葉 敬 貴
総 務 課 長	阿 部 信 幸
総 務 課 参 事	黒 瀧 敏 雄
企 画 環 境 課 長	山 本 契 太
税 務 課 長	芳 賀 善 範
町 民 生 活 課 長	横 山 俊 幸
保 健 福 祉 課 長	折 内 光 洋
農 政 課 長	福 村 一 広
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 田 明 彦
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	前 原 功 治
商 工 観 光 課 長	高 瀬 達 矢
建 設 課 長	石 山 康 行
上 下 水 道 課 長	桜 井 幸 則
総 務 係 長	川 埜 満 寿 夫
財 政 係 長	小 松 弘 幸
代 表 監 査 委 員	

教 育 長	菊 地 博
学 校 教 育 課 長	加 藤 紀 孝
町 民 学 習 課 長	佐 藤 寛 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	高 田 生 二
幼 児 セ ン タ ー 長	酒 井 葉 子
農 業 委 員 会 長	荒 木 隆 志

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐 竹 祐 子
書 記	中 野 秀 美

◎開会の宣告

○議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第5回ニセコ町議会定例会を開催します。

◎開議の宣告

○議長（高橋 守君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、議長において9番、猪狩一郎君、1番、木下裕三君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（高橋 守君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの7日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの7日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、川埜満寿夫君、代表監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件を受理しておりますので、報告します。その内容は、別紙のとおりです。

次に、9月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 町長就任の宣誓

○議長（高橋 守君） 日程第4、このたびニセコ町長選において再選され、去る10月9日に就任された片山町長から、ニセコ町まちづくり基本条例第26条第1項の規定により、就任の宣誓を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。定例会、ご検討、ご審議、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ニセコ町まちづくり基本条例に基づく宣誓について、平成29年第5回ニセコ町議会定例会に当たって、ニセコ町まちづくり基本条例第26条第1項の規定に基づき、ニセコ町長就任に当たっての宣誓を行わせていただきます。

宣誓、私は日本国憲法を遵守し、基本的人権をかたく擁護するとともに、生活権の確保と公共の福祉の実現に努めます。また、あわせてニセコ町まちづくり基本条例に貫かれた住民自治の精神に基づき、町民の皆様が希望を持ち、安心して暮らしていけるニセコ町を実現するため、社会正義の浸透を念頭に課題を先送りすることなく、公正に相互扶助の理念を持って誠実に職務を執行することを誓います。

平成29年12月13日、ニセコ町長、片山健也。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 以上で町長の宣誓を終わります。

#### ◎日程第5 所信表明

○議長（高橋 守君） 日程第5、片山町長から所信表明を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） ただいま高橋守議会議長のお許しをいただきましたので、ニセコ町長3期目の就任に当たって所信を述べさせていただきます。

1つ、初めに。私は、平成21年10月9日ニセコ町長に就任以来、町議会議員の皆様並びに町民の皆様のご指導とご支援をいただき、これまで多くの事務事業に取り組むことができました。このことはこれまで先人の皆様が長年築き上げてこられた歴史と町民の皆様の主体的なまちづくり活動の成果であり、今日ある平和の恵みとともに心からこの8年間の温かなご支援に感謝を申し上げる次第であります。また、近年は地域のことは住民に身近な市町村で決めるという地方分権の流れが停滞し、さまざまな事務事業における国の支援メニューが細分化し、これに伴う国の地方への関与が拡大しつつあります。そして、このことにより国の支援の効率的な導入による町の財政負担の最小化を目指す本町にとっても国や関係機関との交付金等を受けるための関連事務は増大の一途をたどっているところであります。こうした中でさまざまな事務事業を実施してこられたことは、住民の

信託に応え、果敢に仕事に取り組んでいる本町職員の意欲的な仕事に負うところが大きく、各部局、各行政委員会の職員にも感謝をしたいと思います。このたび町民の皆様のご支援を賜り、無投票で3選を果たさせていただくことができましたことに改めて感謝申し上げますとともに、町長として8年間の経験とこれまで培ってきたネットワークを生かし、ニセコ町の価値をさらに高めるべく専心努力していく覚悟でございます。

2、これからの目標。私は、新たなこれからの4年間にニセコ町総合計画の目標である将来にわたって持続可能な資源と経済が循環する環境創造都市ニセコづくりをさらに強固なものとなるよう具体的な事務事業を着実に推進していく所存です。まず、ニセコ町の人と資源を生かし、次の将来像と目標を持ち、事業を推進してまいります。将来像は次の3点であります。1つ、資源と経済が循環する町、2つ、人の力が発揮され、笑顔が広がる心温かな町、3つ、みんなで協力し合う町、そしてこれらを具現化するため次の10の目標を持ち、仕事に取り組めます。1つ目は、信頼される農業ということであります。国営農地整備事業による土地改良を初め、農業所得向上対策の継続による未来を切り開く夢のあるニセコの農業を実現したいと思います。2つ目、活力ある経済システム。観光リゾートと農業や商工業が連携し、新たな雇用を創出する循環自立型経済のニセコであります。次に、3つ目として水環境の保全。森を育て、水道水源や地下水を保全、地球環境負荷を低減させる環境モデル都市ニセコの実現であります。4つ目として、安心して子育てができる。子どもの教育環境を拡充し、子育てしやすいニセコをつくるということであります。次、5つ目として高齢者を大切にする。高齢者を孤独にしない相互扶助の温かなニセコづくりを目指します。6点目として、地域の保健医療を守る。将来も安心して住み続けられる健康、医療、福祉が充実したニセコをつくりたいと思います。7つ目として、災害、減災に備える。消防、救急、災害への対策を整え、命と暮らしを守るニセコをつくりたいと思います。8点目、お互いを尊重し、人の輪が広がる、みずから考え行動する住民自治を基本にみんなで協力して町を盛り上げる楽しいニセコづくりに努めたいと思います。次、9番目、雇用の場をふやし、暮らしを守る。町内で頑張っておられる物づくり人や内発的産業を育て、雇用と暮らしを守るニセコを進めたいと思います。10点目が公正で効率的な自治体経営の実践であります。私たち町民の憲法であるニセコ町まちづくり基本条例に基づき引き続き情報の共有化を進めるとともに、敏速な決断と実行のできるニセコづくりを目指したいと思います。

大項目の3として、主な事務事業。これまで多くの町民の皆様の参加のもと平成24年3月に策定した第5次ニセコ町総合計画、平成29年3月に策定した第2次ニセコ町環境基本計画など町の諸計画に基づいて町政を進めるほか、主な事業として国営緊急農地再編整備事業の推進、ニセコ観光圏事業の推進、観光目的税の協議、地域交通、交通弱者対策の拡充、道の駅ニセコビュープラザの整備、省エネルギー対策、自然再生可能エネルギーの導入、道路、橋梁、公営住宅、上下水道施設等公共施設の長寿命化、保健、医療、健康づくり対策の充実、高齢者住宅の整備や特別養護老人ホームニセコハイツの改築整備、プール等スポーツ施設の整備、西富町民センターの整備、防災センター、役場庁舎の整備、原子力災害等防災減災対策などの主な事業の実施に向け検討を進めてまいります。また、市街地区近郊における慢性的な住宅等の建設用地の不足に対応するため、町土地開発

公社と連携し、宅地、民間集合住宅等住宅用地の整備などの諸対策を講じていく所存でございます。なお、コミュニティ・スクールの推進、英語教育、郷土学習の充実、ニセコ高校振興策と同高校体育館改修、近藤小学校体育館改修、ニセコインターナショナルスクールとの連携強化、有島記念館を核とした文化、芸術の振興など、町教育委員会が推進する教育振興策への支援を行ってまいります。

4つ目として、自治体経営と広域連携。平成19年に地方自治法が改正され、自治体のトップマネジメントの仕組みが大幅に改正されております。より効率的で敏速な自治体経営を進めるため縦割り、前例主義からの脱皮を目指し、組織内の権限の事務委任を初め責任の明確化や効率化に引き続き努めます。また、まちづくりのプロフェッショナルとして働く職員の研修の拡大や職員の福利厚生にも配意し、町民の皆様から愛され、相談しやすい役場づくりを進めます。さらに、広域連合や一部事務組合、自治体連合、民間との連携による広域的連携を積極的に進め、持続可能な社会づくりを進めます。

5として、基本理念。私は、今後ニセコ町が世界に通用するリゾート地として発展するためにはSDGs、持続可能な社会資本整備を進めるとともに、乱開発を防止し、すぐれた景観と環境との調和による賢明な開発、ワイズユースが必要だと考えています。将来にわたって環境を守る適切な規制がある自治体には良質な投資が行われるものと考えており、今こそ目先の収入にとらわれない将来を俯瞰した自治体としての矜持を踏まえた政策が求められているものと考えております。ニセコ町は、北に国定公園に指定されているニセコアンヌプリ、東に国立公園の羊蹄山、そして南には植生豊かな昆布岳が美しい山並みを描いています。町の中央を幻の魚、イトウが生息する清流日本一に輝く1級河川、尻別川が流れる自然環境と景観に恵まれた町でございます。こうした豊かな自然を享受する中で楽しく毎日を暮らす町民の皆様の暮らしぶり、今日のニセコ町民の皆様の自然と共生するライフスタイルそのものが本町の大きな魅力であると考えております。そして、美しい農村景観のたたずまいとともに伸展しつつある農業、今日多くの皆様のご尽力で脚光を浴びつつある観光も自然や生活環境における水や食などの安全、安心があってこそ人々から信頼され、ニセコ町が持続していく基礎となるものと確信をしております。

6として、終わりに。これからも引き続き子育て環境の拡充、次代を担う子どもたちへの投資、そして1つとして資源の循環、2つ目としてエネルギーの循環、3つ目として地域経済の循環のニセコ町が自立していくための3つの循環による子どもの笑顔が輝く元気なまちづくりを進めてまいります。

私は、ニセコ町長として高い理想を掲げ、国民主権に立脚した日本国憲法を遵守するとともに、ニセコ町まちづくり基本条例の理念の実現に向け、引き続き公正、スピード、思いやりを行動指針とし、ニセコの豊かな価値を未来に引き継ぐため最善を尽くしていく決意でございます。町議会の皆様、町民の皆様のご指導、ご支援を心からお願い申し上げます、平成29年第5回ニセコ町議会定例会に当たっての所信とさせていただきます。

平成29年12月13日、ニセコ町長、片山健也。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 守君） 以上で町長の所信表明を終わります。

◎日程第6 行政報告

○議長（高橋 守君） 日程第6、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） それでは、行政報告をさせていただきます。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

行政報告書めくっていただきまして、総務課の関係であります。1、叙勲についてということで、渡辺富雄様に旭日双光章が秋の叙勲で11月3日付で叙勲の伝達がありました。伝達式におきましては、11月22日、役場にて、議会からは副議長さん立ち会いのもと伝達させていただいております。渡辺富雄様におかれましては、平成2年から平成6年までニセコ町長、平成11年から27年まで町議会議員を4期16年にわたりお務めになられ、平成15年からと平成23年から2期監査委員もお務めになられております。町長時代におかれましては、ニセコ町運動公園野球場の整備、有島記念館のシンボルとなっている有島タワーの建設等、大変ニセコ町のまちづくりの基礎を築かれた方であります。心から叙勲をお祝い申し上げたいと思います。

次に、2としてふるさと住民票の関係の勉強会が東京であり、副町長が出席をさせていただいております。以下、各種会議、防災関係の会議等に出席をしております。

次、2ページ目であります。7として寿都アンテナショップ神楽落成記念式典、11月9日に開催されております。レストランと海産物を中心とした物販等ということで、過疎地が過疎地にレストランやショップを持つというのは全国でも大変珍しい事例ということで、国、北海道からの応援を得てニセコ町に設置されたものであります。今後とも寿都町の連携を進めてまいりたいというふうに思います。この神楽におきましては、11月11日から正式オープンということで現在営業をされているところであります。

その下、飛ばしていただいて、9として全国町村長大会が11月29日東京で開催されております。地方交付税の確保、それからゴルフ場利用税の維持、廃止の動きがありましたので、これにつきましては再三廃止しないよう要請活動行ってきたところであります。また、道州制の導入反対の決議を行ったところであります。

以下、その下、10として後志町村長行政視察ということで、千葉県酒々井町を後志管内の町村長で視察を行っております。企業団地の造成やアウトレットモールの誘致等、さまざまな活性化策を行っている自治体であります。

その下、12として第162回まちづくり町民講座で新庁舎の建設について9月15日、これまでの経緯とプロポーザル結果などにつきまして講座を行っております。

その下、13として新庁舎建設第1回ワークショップということで、10月18日町民センターで町民の皆さんに入ってくださいまして、こんな役場庁舎にしたいということの意見交換を行っているとあります。



また、3ページ目をめくっていただきまして、14として第2回新庁舎建設検討委員会を開催したところであります。

次に、飛ばしていただきまして、16として原子力防災対策の取り組み状況、記載のとおりでありまして、10月31日、11月9日、11月15日、それぞれ北海道電力の責任者が来ておられます。この中で、冬期の電力需給見通しにつきましては北海道においては見通しが立っており、使用制限は行わないということと引き続き節電に協力願いたいという話がありました。

その下、原子力防災対策の打ち合わせを10月11日北海道危機管理官がお越しいただいて、行っております。

次、4ページ目、17番目、全国瞬時警報システム、Jアラート全国一斉情報伝達訓練が記載のとおり行われております。

その下、18として空間放射線の測定状況、平常レベルということであります。

その下、19番目、北朝鮮による弾道ミサイルの発射について、9月15日、11月29日、それぞれ対応しているところであります。15日につきましては、午前7時9分、エムネット、緊急情報ネットワークシステムを通じた情報をラジオニセコにおいて緊急放送したところでございます。

その下の一番最後であります、20番目として防災士研修講座の受講ということで、防災士の資格取得ということで職員が出ております。今後防災士の研修派遣をし、防災士の資格取得者を随時増やしてまいりたいというふうに考えております。

次、5ページ目でありまして、21として台風18号の被害状況ということで、9月18日からの台風18号の北海道接近に伴う暴風により、農作物の倒伏被害、倉庫の床下浸水1件、その他23分間の停電などが発生しました。対応につきましては記載のとおりであります、被害としては水稻倒伏8ヘクタール、デントコーン倒伏65ヘクタール、スイートコーン倒伏7ヘクタール、建物では桂地区の倉庫1軒が床下浸水というような状況となっております。

その下、22として防災対策に関する札幌气象台との懇談ということで、札幌气象台の防災部長が数年に1回各自自治体を回るということで、ニセコ町にもおいでいただきました。この中で、北海道に異常警報、北海道に爆弾低気圧という出し方を全国ニュースでされるので、これまでも北海道自体が東京から大阪以上の距離がある中において一体的に出されることによって我が町でも宿泊のキャンセルが相次ぐということが頻繁に行われている。東と西とで相当差があるものですから、地区の出し方においては東であるとか、もっと具体的な地区名を出して、異常警報出してほしいというお願いをこれまでもしておりましたが、あわせてこのときにもさせていただきました。また、現在寒冷地の級数が本町1級から2級へ実は格下げとなっております。この羊蹄山麓においてはニセコ町、真狩村、京極町が級地の1級から2級への格下げ、言ってみれば暖かいという認定をされたわけでありまして、これが交付税、あるいは職員の給与等全てに影響を及ぼすわけでありまして、ところが、我が町にはこういった温度測定等は気象庁で置いておりません。この辺では倶知安町にありますが、こういった状況の中で気象庁の予測に基づいて地域の指定が見直されている実態から本町に少なくともこういった器具を置いていただきたいということとこの測定が大きな影響を及ぼすということをご認識いただき、配慮いただきたい旨の要請を行ったところでございます。

以下、23として自衛隊に係る会議及び記念式典について、記載のとおり出席をさせていただいているところであります。

6ページ目として、24、町有財産の売り払いということで、堆肥センターで使われていたショベルローダーを記載のとおり一般競争入札によって売却しております。

以下、会議等出ておりますが、その下、26として羊蹄山麓町村長会議が12月4日行われておりまして、特に大きな議題となったものはアライグマ対策であります。羊蹄山麓一斉に7カ町村でアライグマの捕獲等のキャンペーンの週間といいますか、そういう5月か適切なときに一斉に捕獲作戦をやらないかというような議題があったり、以下記載のとおりサイクリングロードの整備であるとか、それから現在ようてい西いぶり広域連携会議を開きながら西胆振と羊蹄との連携を進めておりますので、これらの状況報告がありました。

その下、27として指定金融機関の合併について、札幌信用金庫、北海信用金庫、小樽信用金庫の3金庫が平成30年1月1日合併ということになっておりまして、ニセコ町は北海信用金庫をニセコ町指定金融機関としております。権利義務のところを書いておりますが、存続金庫が解散金庫の権利義務を一切承継するということでありますので、引き続き北海道信用金庫を指定金融機関として継続してまいるといふことになってございます。

次に、7ページ目を見ていただきまして、企画環境課の関係であります。1として、後志広域連合の状況、それぞれ記載のとおりであります。

2として、ようてい・西いぶり地域広域連携会議、記載のとおり会議がそれぞれ行われております。

一番下、4として国際交流事業の実施状況、それぞれ多岐にわたって国際交流活動行われております。8ページ目にありますとおり、高校、インターナショナルリーディングプロジェクトがニセコ小学校、あるいは近藤小学校での多言語読み聞かせ等、それぞれ国際交流事業が活発に行われている状況であります。

一番下、5としてJETRO・羊蹄輸出協議会が10月18日倶知安町で開催され、副町長が出席をさせていただいているところであります。

次に、9ページ目ですが、7として北海道新幹線及び高速道路の建設促進についてということで、11月10日に道内要望、11月17日に中央要望をそれぞれ行ったところでございます。

また、その下、(3)と書いてありますが、北海道新幹線のニセコトンネル工事の説明会が11月17日、11月29日、それぞれ開催されたところでございます。

その下、8としてまちづくり基本条例第4次改正検討について、それぞれ10月3日、12月1日検討委員会が開催されております。

また、これらの関連で第164回まちづくり町民講座を町民センターで10月24日に開催し、小樽商科大学准教授の野口先生の講演を行った後、ワークショップを開催したところでございます。

次、10ページ目、9として第6回自治創生協議会の開催ということで、9月25日ニセコ町民センターで開催しております。自治創生の取り組み状況の報告と特にニセコ町ローカルスマート交通、いわゆる二次交通ですとか地域内交通と呼ばれる交通弱者や観光客の移動に関しての話し合いが行

われております。

以下、10、11とそれぞれ北海道暮らしフェア等への出展を行ったところであります。

また、12として地域おこし協力隊の自立について記載したところであります。

次、13番目がコミュニティFMの実施状況ということで、記載のとおりであります。

次に、11ページ目ではありますが、一番上、15としてまちづくり懇談会を記載のとおり開催しております。12月中にまた9会場開催という予定になっております。

16として、第23回環境審議会について、10月24日ニセコ町役場で開催しています。

また、その下、17として持続可能な発展を目指す自治体会議につきまして、記載のとおり会議がそれぞれ行われております。

12ページ目ではありますが、20として地熱開発理解促進関連事業ということで、第2回ニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会が11月14日蘭越町で開催をされており、またこれらの事業について記載のとおりそれぞれ視察等を行われているところでございます。

次、13ページ目ではありますが、21として水資源保全全国自治体連絡会の首長会議が10月26日東京で開催されております。全国ネットワークの中で私が副会長として再任をされ、また今後とも水環境の保全について全国から発信していこうということにしております。

その下、22として全道フットパスの集い i n ニセコが9月23、24日にわたって延べ352名の皆さんの参加で行われ、作家の谷村志穂さんが講演をされたということでございます。

次、23として環境エネルギーの勉強会、記載のとおりそれぞれ開催し、また24としてエコナイトカフェ等の活動も行ったところであります。

14ページ目として、環境関連の記載、それぞれ上段記載のとおりであります。

それから、27としてニセコ町エコポイントの開始ということで、平成29年、ことしの10月から来年の2月まで町民の皆さんが日常的に行うエコ活動に対しポイントを付与し、たまったポイントを町内で使用することができる商品券と交換するプログラムを試験的に行ったところであります。

次、28番目、Jクレジットの制度登録ということで、平成26年度と27年にLED化した町の街路灯と平成25年から27年にLED化した町内会の街路灯のCO<sub>2</sub>、二酸化炭素の削減72トン、これの8年間分で576トン、これは経済産業省、環境省、農林水産省でつくっているものでありますが、このものが認定され、今後道の駅などの観光施設やイベントにおけるCO<sub>2</sub>排出量のオフセットなどの活用を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、15ページ目ではありますが、29として地熱資源開発調査における国定公園内等の樹木伐採の経緯についてということで、これまで平成26年から開始してきましたこの地熱資源開発調査において国定公園、あるいは林地等の無断伐採のことが発覚いたしまして、これらについてこれまで調査を行ってきたところであります。平成26年、平成27年、そして平成28年のこれまでの取り組みにつきましては、記載のとおりであります。平成29年の、15ページの下段のほうではありますが、5月、日本重化学工業株式会社と三井石油開発株式会社が行う地熱に関する地表調査についてJOGMECというところが補助決定しました。このJOGMECというのは、平成27年度の9月から10月のところに書いてありますが、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構というものの略称であ

ります。ここが決定し、次6月のところ見ていただきますと蘭越町、ニセコ町、北電総合設計の3者が行う経済産業省地熱理解促進事業の補助がこれらとあわせて決定をしたところであります。これに基づきましてニセコ、蘭越等で地熱資源利活用協議会においてさまざまな勉強等を行いながら、この蘭越、ニセコ、ニセコ山系に至る地域での地熱利用促進の勉強を兼ねて、そのレベルアップをしつつ、将来地熱活用に結びつけばというふうを考えてきたところでありますが、このたびこの調査を行う方が、責任者が森林国定公園地域の伐採について本来切ってはならない木を切ったということで、おおむね125カ所にわたってこういった事案が発生をしたということで、調査を行って、北海道及び林野庁、後志森林管理事務所においてもそれで嚴重注意処分ということにしておりまして、本町においても、本町の林地も一部あるということで、これらについても本町も嚴重注意処分にすることにして進めていくことにしているところであります。一方、この地熱開発が日本においては最近久しぶりに復活をして、至るところで地熱調査が行われつつあるというような状況であり、本町、あるいは蘭越町、このエリアにとっても将来の大事な自然再生可能エネルギーとして活用できる可能性も高いことから、16ページの一番後段に書いておりますが、11月29日、金蘭越町長と私とが林野庁に、それから30日に私が経済産業省の担当部長、課長を訪問し、それぞれ嚴正な処分とあわせて事業については地元として大きな期待を持っている旨、事業自体については継続の要望を行ったところでございます。今後ともこうしたことが二度と起こらないようにこういった受託事業者に対して厳しく要請を行ってまいりたいというふうと考えております。

次、17ページ目でありますが、30として地域公共交通確保維持改善事業の実施状況ということで、デマンドバスの運行状況、記載のとおりでございます。

31番目、その下でありますが、ふるさとづくり寄附について、現在基金残高2,740万円ほどと、記載のとおりとなっております。

次、18ページ目でありますが、32としてニセコ中央倉庫群の利用状況ということで、記載のとおり多くの皆さんに活用されているということでございます。

その下、33、役場庁舎など10施設の新電力の導入について、記載のとおりでございます。

次、19ページ目でありますが、34として視察の受け入れ状況ということで、本年度4月から11月まで27団体338名の皆さんの視察受け入れを行ったところでございます。

次、20ページ目、税務課の関係でありますが、町税の収納状況について、それぞれ現年度分、滞納繰り越し分、あるいは国民健康保険税について記載のとおりでございます。現年度分につきましては、前年度収納率を上回るということで現在推移している状況でございます。

その下、2として年末調整等説明会の開催を11月20日ニセコ町民センターでしております。

次、21ページ目、町民生活課の関係でございます。1として、平成29年度ニセコ町民センターの利用状況、記載のとおりとなっております。前年から見ると大きく利用者がふえている実態があります。

2として、マイナンバーの関係、記載のとおりとなっております。

それから、その下、3として一般廃棄物の処理状況等について、ごみの収集量、埋立量、記載のとおりとなっております。

また、ダイオキシンの状況についても分析結果問題ないという数値となっております。

22ページ目、(4)として書いておりますが、使用済み小型家電の収集を10月27日と28日行っております。

その下、秋のクリーン作戦、それから5としてごみ処理施設見学会等、記載のとおりでございます。

後段、8として交通安全運動の推進についてということで、それぞれ交通安全の協力、あるいは交通安全運動を実施したところでございます。

また、23ページ目記載のとおり小中学生の交通安全ポスターコンクールもそれぞれさせていただいたところでございます。

次、中ほど9として防犯対策であります、このほど全国地域安全運動倶知安警察署出動式を10月11日にニセコ町民センターとニセコビュープラザで倶知安警察署の主催によりまして、署長がいられて、式を行わせていただいたところでございます。

その下、10として無料法律相談、あるいは11、行政相談、それぞれ実施しております。

次、24ページ目、保健福祉課の関係であります、羊蹄医療確保対策の取り組み状況、それぞれ協議会でありますとか倶知安厚生病院の産婦人科医師確保対策の連絡協議会、それから医療機能検討協議会、それぞれ記載のとおり開催をし、それからその一番下であります、倶知安厚生病院運営委員会も開催されているところであります。この倶知安厚生病院におきましては、常勤医の確保が順調に進んでおり、経営状況も良好になりつつあるという報告を受けてございます。

次、25ページ目、頭として一番上に(5)でようてい訪問看護ステーションの運営状況、記載のとおりであります。

2として、ニセコ町敬老会であります、9月4日、特別養護老人ホームニセコハイツとぐるーぷほ一むきら里、9月6日にヒルトンニセコビレッジの協力を得てそれぞれ開催しているところであります。また、本年から欠席者への対応として敬老のお祝いカードの発送を行ったところでございます。

以下、その下、民生委員の活動等について記載しております。25ページ目、一番下であります、5として民生児童委員表彰伝達式ということで、10月20日、ニセコ町役場において表彰の伝達を行っております。厚生労働大臣特別表彰に岡田弘様、全国民生委員児童委員連合会会長表彰に高屋清一様、若山忠彦様、林隆司様、佐々木涼子様、そして北海道民生委員児童委員連盟会長感謝状が高屋清一様、佐々木涼子様にそれぞれ表彰がされ、伝達をさせていただいたところであります。

次、26ページ目であります、6として山麓ブロック民生委員児童委員研修会が11月7日ニセコ町民センターで記載のとおり開催をされております。

7として、ニセコハイツ、それからきら里、定員満床ということで記載のとおりとなっております。

以下、健康教室、育児セミナー等、記載のとおり各種行っているところであります。

27ページ目をおめぐりいただきまして、12として4町村遠隔健康支援事業第2回講演会ということで、10月27日ニセコ町民センターで開催をしているところであります。

27ページ目の各種健診記載のとおりであります、一番下であります、エキノコックス症予防駆除対策の結果について記載のとおりとなっております、このペイト散布におきましてはボランティアの皆さんの献身的なご努力で5月から11月まで計7回実施したところであります。

28ページ目であります、17として平成29年度地域包括支援センターの運営状況、介護相談、訪問件数等、それぞれ記載のとおりであります。また、介護予防関係の回について、記載のとおりとなっております。こうした状況を見ると、介護プランの作成等ふえつつあるというような状況がわかりかと思えます。

29ページ目であります、介護予防関係、それから救急情報のキットの配布状況、記載のとおりとなっております。

それから、その下、農政課の関係であります。1として水田農業生産状況及び産米の出荷状況、記載のとおりとなっております。

また、30ページ目、平成29年度産米の出荷状況の11月現在、それから品質につきましてもその下、イエスクリーンの栽培状況についても記載のとおりとなっております。

その下、2としてニセコ町産業貢献者表彰について記載させていただいております。10月16日審議会が開かれ、21日に北海道猟友会倶知安支部ニセコ部会の皆さんがアライグマ、あるいは鹿の駆除に対しまして大変なご尽力を現在いただいております、産業まつりの席上、10月21日に表彰させていただいたところでございます。

次のページめくっていただきまして、一番上であります、5として第56回農林水産祭ということで、11月23日東京都で開催されております。全国農業協同組合連合会で実施しました第34回全農酪農経営体験発表会において最優秀賞を受賞した高橋守様、奥様が当該年度の農林水産大臣の受賞を受けたということでご出席されているところでございます。

中ほどに8として集約草地の利用状況、記載のとおりとなっております。

それから、9として有害鳥獣被害防止対策支援事業の実施状況、記載のとおりとなっております、電気柵12件、爆音機1件となっております、その下に狩猟免許の取得ということで現在3件、うち農業者お二人が試験受けているというような状況であります。

10として、間伐材の売り払い状況、記載のとおりとなっております。

32ページ目、11として明暗渠、12として農業用水路の補修、13として農地等災害復旧状況、記載のとおりとなっております。

その下、国営農地再編整備室の関係であります、1として国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区の推進についてということで、各役員会等、それぞれ開催しているところでありまして、これらに係る記載のとおり、北海道教育部による埋蔵文化財の現地調査も適宜行われているというような状況でございます。

次、33ページ目をめくっていただきまして、期成会での現地視察等も行ったところであります、その中ほどに3として国費予算等の中央要望ということで、現在情報によりますと土地改良予算が相当厳しい状況にあるということで、道内選出国會議員、それから財務省、農林水産省、国土交通省に要請活動を行ってきたところでございます。ただ、財務省におかれましては、なかなか写真等

を見たことがないようでありまして、我が町で22の分割された圃場が3枚になっている実態も説明させていただきまして、この土地改良予算の必要性を訴えさせていただいたところでもあります。

次に、34ページ目、商工観光課の関係であります。上半期の観光の入り込み状況、全体ではごらんのとおり3.1ポイント減少ということでもあります。それから、インバウンドの状況、その下に記載のとおり表を書いておりますが、インバウンドにおきましては増加ということで、12.1ポイント増ということで記載させていただいております。

それから、その下、2としてニセコ観光圏担当者会議の開催、それぞれ記載のとおり開催をしているところでもあります。

35ページ目、中ほどであります。5として全国観光圏推進協議会の開催ということで、それぞれ観光圏の事業につきましても担当者、あるいは観光地域づくりマネジャーが出席をして、会議を進めているところでもあります。

また、6としてサクラクオリティの研修会にもそれぞれ記載のとおり参加をしているところでもあります。

それから、36ページであります。一番上、7、東京ニセコ会と連携したプロモーションということで、10月29日から10月2日代々木公園で開催をしているところでもあります。東京ニセコ会の皆さんの献身的なご努力によりまして、こういった大きな、40万人に及ぶ来場者の中にブースを出せるということに感謝を申し上げたいというふうに思っております。

その下、観光財源研究会設立セミナーということで、観光目的税の今後のあり方について全国的な研究をするということで、この8、9と記載のとおり立ち上げ、それぞれ具体的な検討を進めているというような状況でございます。

以下、10、11とそれぞれDMOの関係の会議は記載のとおりでございます。

一番下、12としてイベントの開催ということで、ニセコハロウィン、あるいはニセコエクスプレスラストランについて、記載のとおりとなっております。特にニセコエクスプレスにおきましては、ニセコの観光の推進にこれまで大きな役割を担ってきました。ニセコ駅においてお別れセレモニーを開催させていただいたところでもあります。

中ほど、13としてニセコグリーンバイクプラスの実施状況、記載のとおりとなっております。

次に、その下、道の駅の関係書いてありますが、38ページ目、本町も道の駅が重点道の駅に指定されておりますので、これらの中から今後の改築等について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

38ページ目の18として、町内各スキー場の安全祈願祭、記載のとおりそれぞれ行われているところでもあります。

また、19、20、それぞれニセコスキー場安全利用対策連絡協議会、ニセコアンヌプリ地区雪崩事故防止対策協議会の総会が10月5日、それぞれニセコ町民センターで開催してきたところでもあります。倶知安警察署並びに自衛隊の皆さんも参加をいただいて、地域としてこのニセコ町、ニセコエリアのスキー場の安全利用対策、万全を期そうということで意見交換を行わせていただいたところでもあります。

その一番下、21としてニセコウインタースタッフトレーニングプログラム2017ということで、それぞれ記載のとおり5日間海外の皆さんのニセコ地域で働く方についてこのニセコ地域のマナーであるとか基礎知識、それから文化等、あるいはドライビング講習ということも倶知安警察署のご協力で進めたところであります。

次、39ページ目ではありますが、22として観光ホスピタリティー実践感謝状ということで、10月20日、北海道知事から実践感謝状が小田切裕様、岩崎とし子様へ授与されたところでございます。

その下、ニセコ主要宿泊施設連絡会、それぞれ情報交換をしながらこの地域のクオリティーを高めようということで、記載のとおり開催されております。

その下、24として住宅宿泊事業法、いわゆる民泊法の対応ではありますが、記載のとおり説明会が行われるとともに、(2)に記載しておりますが、北海道条例制定に係る市町村意見の照会というものがあまして、我が町としては、営業制限区域を小中学校の校門より100メートルとしているのが道の案ではありますが、校門と校舎が必ずしも近いわけではありませんで、学校敷地にそのポイントを拡大できないのかという意見を上げております。もう一点は、民泊事業を行う事業者はその所在する民間事業者の自治会等への合意形成要件を付加できないかということの意見を上げているというような状況でございます。

その下、25として株式会社ニセコリゾート観光協会取締役会、それから40ページ目の中段ではありますが、27、株式会社キラットニセコ取締役会がそれぞれ12月1日と10月30日に行われ、取締役として副町長が出席をさせていただいているところであります。

40ページ目、上段ではありますが、26として平成29年度ニセコ駅前温泉綺羅乃湯の入館状況ということで、4月から11月を見ると去年より6.8ポイント増ということの数値であります。

その下、28としてニセコビジネススクール2017を小樽商科大学のご協力を得て、商工会さんが主体となって、記載のとおり実施をしているところであります。

次、41ページ目ではありますが、上段29、ポイントカード、綺羅カードによる消費振興策の取り組み状況、記載のとおりとなっております。新カードにおきましても町として積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、30としてにぎわいづくり起業者等サポート事業の実施状況、記載のとおりとなっております。現在3件の方が利用ということになっております。

その下、32としてようてい地域消費生活相談窓口の運営状況を記載のとおり書いているところであります。

次、42ページ目、建設課の関係であります。1として、ニセコ町町営住宅入居者選考委員会が9月21日開催されております。

また、2としてニセコ町住生活基本計画の策定ということで、平成15年にニセコ町住宅マスタープランを策定しておりますが、社会情勢の変動、動向等も踏まえて、今後の住宅関係の計画、総合的に推進するため10年間、平成30年から39年度を計画期間として新たに策定をするということで現在記載のとおり策定委員会、作業部会等開催しながら取り進めているところでございます。

その下、3として国道利用計画法に基づく土地取引の状況ということで、記載のとおりとなっております。



おります。本町におきましては、最新の調査では本町197平方キロメートルありますが、このうち1%に満たない0.97%が海外の資本のお持ちになっている土地ということになっております。

その一番下、景観条例に基づく協議状況、記載のとおりとなっております。

次、43ページ目ではありますが、一番上、5として除雪事業者との連絡会議を10月3日開催をし、除雪の円滑な推進等について、あるいは事業内容について確認をさせていただいたところでありませ

す。その下、6として大雨による道路等の災害について、先ほど農業の関係、報告させていただきましたが、道路に関しましては記載のとおりとなっております、町道及び林道、それぞれ記載のとおり被害があり、550万円ほどの専決補正をさせていただいたところでありませ

す。なお、これにつきましては、交付税措置が47.5%充当される見込みとなっております。その下、7としてニセコヘリポートについて、冬期間ニセコヘリポートについては一時閉鎖をす

るということで、12月15日から3月31日までを閉鎖期間としております。なお、遭難者の捜索でありますとか人命救助等に関するものについては、直ちに利用できるという対応をさせていただくこととしてございませ

す。その下、上下水道課の関係であります。1として、第2回ニセコ町水道審議会を11月28日開催をさせていただいております、水道使用料の現状、あるいは料金の関係等も含めてご検討、ご審議をいただいているところでありませ

す。次、44ページ目ではありますが、2として曾我地区（第2）送水管漏水事故について9月9日発生した件、あるいは3として曾我地区第1配水管漏水事故について9月19日に発生した事件についてそれぞれ記載をしています。対応等、割と敏速に現場で対応させていただいており、大きな被害というものは現在出ておりませ

す。今後とも漏水対策について万全を期してまいりたいというふうを考えております。次、ページめくっていただきまして、45ページ目ではありますが、農業委員会の関係、後志地方農業委員会連合会の研修会等を含めてずっと記載のとおり書いております。

また、3として新任農業委員研修会が11月13日赤井川村で開催されております。

4番目、農地パトロールが10月30日、町内全域にわたって行われたところでありませ

す。次、46ページ目、消防組合ニセコ支署の関係ではありますが、それぞれ各種会議や招集訓練等も記載のとおり行われております。

一番下ではありますが、秋の火災予防運動につきまして10月15日、火災予防パレード等、記載のとおり行われております。

それから、次、ページめくっていただきまして、47ページ目ではありますが、一番上、7としてホテル事業者の自己水源ふぐあいによる給水作業ということで、当該記載のホテルから自分の用意している井戸水が故障し、緊急支援の申し入れがあり、消防において10月18日、19日、21日、それぞれタンク車等、真狩村のご協力を得て搬送し、対応したところでありませ

す。その下、9として蘭越消防団、ニセコ消防団の合同消防の訓練を10月23日、それぞれ記載のとおり行っているところでありませ

11番目、災害出動以下、それぞれ台風による出動関連、火災出動、交通事故、各種支援等、記載のとおりとなっております。また、9月から11月にわたるニセコ救急の出動先別出動状況につきましては、48ページ目の後段に記載したところであります。

以下、49ページ以降におきまして、建設工事委託等の内容につきまして記載のとおりとなっておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上で行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋 守君） この際、午前11時20分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。では、引き続きよろしくお願いたします。第5回ニセコ町議会定例会に当たり、教育行政報告を行います。

教育行政報告。

平成29年12月13日提出、ニセコ町教育委員会教育長、菊地博。

それでは、お手元の資料1ページをお開きください。大きな1として教育委員の活動について記載をしております。（1）、教育委員会議につきまして、①として9月4日開催の第7回定例会におきまして報告事項、議案、それぞれ記載のとおり審議しております。協議案におきまして、平成30年度当初予算の学校の要望事項のヒアリングを行っております。

②として、10月2日、第8回臨時会におきまして、報告、議案、それぞれ記載のとおりであります。その他としてニセコ町教育振興基本計画後期施策案について説明及び協議を行っております。

③、11月15日、第9回定例会におきましては報告、議案のほか、その他としてニセコ高校体育館耐震改修工事実施設計について等3件について説明及び協議を行っております。

2ページに移りまして、（2）の研修、会議等につきましてですが、まず①として教育委員による研修会を10月2日に開催しております。講師として全国各地で教育関係者への研修推進を担っている兵庫教育大学の日渡教授を招き、勉強会を行い、主に内容は学習指導要領の捉え方や町としての教育推進、学校の授業の見方など、教育委員としての立場でどう見ていくかについて貴重な示唆をいただいたところであります。

②、10月24日に後志管内教育委員研修会が余市町で開催されております。講演1では古平町教育委員の本間利加子氏が、講演2では北海道教育庁指導担当局長の岸小夜子氏が講演をそれぞれ行っております。また、研修会の前段に表彰状伝達式が行われ、本町教育委員の日野浦あき子氏が北海道町村教育委員会連合会功労者表彰を受けております。

続いて、③であります。10月26日には北海道教育庁を訪問し、本町の教育施策展開について説明するとともに、今後の支援及び協力につきましてお願をしてきたところでございます。同日に

は、④として午後から北海道町村教育委員会連合会教育長部会研修会が開催され、参加をしております。講演では、文部科学省の清原洋一氏による講演が行われております。

続いて、⑤であります。美しい教育のまち連合というのは、全国約50名から成る教育長のネットワークであり、昨年12月に設立した会ですが、事務局として私が代表及び加藤学校教育課長が事務局長を務めております。この今年度の総会を12月1日に札幌市で開催をいたしました。内容は、今年度の事業報告及び次年度の事業計画、東神楽町の教育長による実践発表でありましたが、今後は文部科学省の幹部による講話など内容の充実を図り、的確な情報収集や全国の教育長との積極的な実践交流により自治体の教育行政推進に資する取り組みを行ってまいりたいと考えております。この会に引き続き、⑥にありますように、これは独立行政法人日本教職員支援機構の主催ですが、教育行政幹部職員セミナー、続きまして3ページに移りまして、教育行政トップリーダーセミナー、それぞれ参加をしております。道内外の各教育長とともに職の向上のための講義及び演習を受けており、今後の教育推進に生かしていく所存でございます。

続いて、(3)、教育施設訪問では、10月16日に教育委員とともに給食センターほか所管の各施設の視察及び管理運営状況の説明及び意見交換を行い、今後の整備等に向けて状況等を把握したところでございます。

続いて、(4)、ニセコ町教育振興基本計画後期施策の策定ということで、教育行政推進の大もとであります教育振興基本計画が今年度で前期5年間の最終年度となることから、これまで各施策の評価及び見直しを行ってまいりました。その上で後期施策の方向性を取りまとめ、前期36の施策を25に整理し、平成34年度までの計画を策定いたしました。本日その内容につきましてはお手元に配付させていただきましたので、後ほどごらんいただければというふうに思います。なお、この後期施策につきましては、案として10月4日から25日までの間意見公募をしたところですが、特に提出はございませんでした。また、11月15日の教育委員会議定例会で議案として審議し、決定し、教育委員会のホームページにも掲載し、公表をしているところでございます。

続いて、大きな2、学校教育の推進についてです。(1)、学校運営につきまして、町内各学校の参観日、遠足や運動会、学芸会等の各行事、4ページに移りまして、交流、体験学習等について記載をしております。その中で、④にあります。インターナショナルスクールとニセコ小学校との交流学習、またインターナショナルスクールの児童が近藤小学校の児童とともに稲刈り体験を行ったり、中学生が外国人の面接官と1対1で会話をやりとりするイングリッシュトライアルなど、グローバルな視点での学習活動にも取り組んでいるところであります。また、10月13日にふれあい交流会とありますが、これは近藤小学校で地域のお年寄りの方々を学校に招待し、昔遊びや給食交流などを行ったものであります。

続いて、⑤、学校における教育研究活動について記載をしております。初めにありますように、全道へき地複式教育研究大会後志プレ大会が9月の29日に後志管内8町村で開催され、その第3分科会として近藤小学校が会場となり、公開授業及び研究協議を行っております。第3分科会には遠く根室管内、宗谷管内からも参加者がおり、約40名が近藤小学校の1、2年生及び3、4年生の算数の公開授業を参観しております。この大会は、来年本大会となりまして、9月20日から2日間、

再び近藤小学校を初めとする管内8町村で開催される予定になっております。

続いて、5ページのほうをお開きいただきまして、各種会議、研修等による内容を記載しております。

中段に(2)として平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について記載をしております。①の調査概要ですが、今年度は4月の18日に調査を行い、小学校6年生、中学校3年生を対象に国語と算数、数学の2教科に関する学力調査及び生活習慣等に関する質問紙調査を行っております。

6ページに移りまして、②の結果概要につきまして、教科に関する調査結果では、小学校6年生につきまして知識に関するA問題、活用に関するB問題ともに国語及び算数の2教科におきまして全国とほぼ同じ程度、全道をやや上回るという結果になっております。中学校3年生につきましては、国語、数学A、B問題ともに全国、全道平均と同じ程度、もしくはやや上回るという結果になっております。次に、生活習慣等に関する調査の結果では、学習に対する関心、意欲、態度の面で小学生では国語、算数ともに勉強が好きだという児童が昨年度に比較し高い傾向にあり、中学生では国語は低くなったものの、数学では高い傾向になっております。学習時間では、1日に1時間以上勉強する児童は小学校では78.6%、中学校では46.1%とともに昨年度よりも高くなっております。また、読書が好きな児童生徒は小学校では85.8%、中学校では61.5%と昨年度と比較するとやや低くなっている傾向にあります。このほか、テレビ、ゲーム、インターネットなどを利用する割合について全国、全道に比較して中学生で長時間の利用割合が高い傾向にあり、課題が残っているところでもあります。学習、生活意識の面では、物事を最後までやり遂げてうれしかったことがあるという児童生徒は、小学校では92.9%、中学校では88.5%、将来の夢や目標を持っている児童生徒は小学校では92.9%、中学校では57.7%となっており、昨年度と比較すると小学校では同程度か高い傾向、中学校では低い傾向になっております。これらの結果から、課題解決を図りながら一人一人のよさを認め、目標意識や自己有用感を持てる子どもの育成をこれからも努めてまいりたいと考えております。

7ページに進みまして、その結果の公表につきまして、今年度は本町を含めた174市町村が公表について同意をし、北海道教育委員会が作成しました報告書及びホームページに概要が掲載されております。また、本町の教育委員会のホームページにも同様に掲載しておりますので、ごらんいただければというふうに思います。

続いて、(3)、就学支援につきまして、10月2日に平成30年度就学予定の児童64人について健康診断及び知能検査、言語検査を実施いたしました。また、9月の25日、10月31日には教育支援を要する児童生徒についての審議を行っております。

(4)、児童生徒の状況等について①の在籍一覧、8ページに移りまして、②、特別支援教育を要する状況について記載をしております。

(5)の学校保健関係につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、(6)、子ども議会の活動につきまして、現場見学、学習活動、そして事業広報などの記載のとおり活動をしております。

続いて、(7)、ニセコスタイルの教育の実施状況につきまして、①としてコミュニティ・スク

ールの関係の取り組みについてですが、全道CS協議会の参加及び北海道の中で先進地であります浦幌町の視察、9ページに進みまして、コミュニティ・スクール委員による学習会、そして委員会の開催、それを踏まえて、丸の3つ目にありますように12月5日には町民講座を開催しております。一般町民、保護者の方々など30名の参加者が5つのグループに分かれて目指す子ども像及び知、徳、体、ニセコの特色など4つの目標に対してどんなことを取り組んでいくか、学校、子ども、家庭、地域の4つの取り組みについてワークショップを行ったところです。参加された30名の皆さんは、大変熱心に協議、意見交換をしていただきました。この後ですが、教職員及び児童生徒、それぞれの熟議を行う予定になっております。また、保護者アンケートも実施して、このように多くの議論を重ねながら町ぐるみで子どもたちの成長を支援する行動計画、アクションプランを作成し、それをもとにさらに充実した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、中段にありますように②、一貫教育の関係につきましましては、まずスクールコーディネーターが先進地の横須賀市で開催された発表会への参加、続いて第2回の推進委員会を11月17日に開催しております。来年度、平成30年から始める小学校英語に向けて現在指導体制についての協議や教育課程の作成を進めているところでございます。

次に、(8)の幼児センターの関係につきましまして、9ページから10ページ、各種園の行事、それから入園児童の状況等、記載をしております。

11ページまで進んでいただきまして、11ページには子育て支援センターの関係、一時保育、休日保育の状況、12ページに子育て講座の事業実施の状況について記載をしております。

12ページの下段になりますけれども、(9)、ニセコ高等学校の関係について記載をしております。まず、生徒募集に向けた活動としまして、今年度2回目になります体験入学の実施及び11月の20日から3日間、札幌市内の中学校12校を私、そして校長で訪問をしております。昨年は6校ということでしたが、今回は在籍している生徒の卒業校のほか、体験入学に参加した学校も訪問し、本町の特色ある活動や町の支援について説明及び入学案内を行ってまいりました。中にはもうニセコ高校に受験を決めましたというふうに言ってくれるところもあったり、今回は生徒一人一人にチラシを配付していただくようお願いをしてきましたけれども、後日保護者から問い合わせがあるなど、訪問の成果を感じているところでございます。今後も生徒確保に向けた方法、内容を工夫し、さらに積極的な手だてを講じていきたいと考えております。

続いて、13ページをお開きいただきまして、ニセコマラソンフェスティバル、③として高大連携事業の実施、1つ飛びまして、⑤にはエネルギー教育特別講演会など外部との連携、協力支援に努め、教育内容の充実を図っているところでございます。

⑦には、ことしで7回目となりますマレーシアの見学旅行について記載をしております。2年生全員25名が参加し、今回はYTL関係者の全面支援のもとクアラルンプール市内にて生徒自身がニセコ町の観光PRを行い、現地市民と交流する活動を初めて行っております。ホテルスクールの生徒との交流会のほか、実践的な英語をこのように町で駆使する場面を取り入れたということで、国外で行う見学旅行の意義をさらに強めることができたのではないかなというふうに考えております。

14ページに移りまして、各種大会の参加状況を記載しております。丸の3つ目ですが、全道大会で権利を得て、農業クラブ全国大会に3名が出演してまいりましたが、残念ながら入賞はなりませんでしたが、しかし、出演した3名の皆さんとも持てる力を十分に発揮したというふうに報告を受けております。

ページ下段には、⑩として生徒の12月1日現在の進路内定状況を記載しております。現在のところ就職予定者15名のうち7名、進学予定者9名のうち7名が内定を得ております。現在内定率58.3%という状況であります。昨年よりやや低い状況でありますので、今後進路決定100%に向けて高校との連携に努めてまいりたいと考えております。

次に、15ページへ進んでいただきまして、(10)、学校給食センター関係ですが、まず①にことし初めての試みとして羊蹄山麓愛食デーというのがございました。これは、羊蹄山麓7町村にて地元食材を活用した統一メニューでの給食の実施ということであります。当日はニセコ小学校の5年生にセンターの栄養士が食育指導を行い、改めて地元でとれる野菜への親しみや感謝の気持ちを育むことができた取り組みになったと考えてございます。なお、栄養士ですけれども、ご心配をかけたおりましたが、臨時の栄養士ということではあります、10月1日付で給食センターのほうに赴任しておりますので、今後ともまたよろしくお願ひしたいというふうに思います。

②、③、会議関係は記載のとおりでございます。

(11)として、学校教育施設の全面禁煙化について記載をしております。これは、社会的な状況に鑑み、本町の子どもたちの受動喫煙防止対策を徹底する観点から教育委員会関係規則等を改正し、町立学校施設、これ幼児センターから小、中、高校までということですが、これまでの校舎内禁煙から敷地内の全面禁煙にしたものでございます。12月1日の施行まで10月から2カ月ほど各学校より保護者、地域の方々に周知を図る期間を設けた上での施行となっております。学校を訪れる方々のご理解とご協力を賜りたいというふうに考えております。

次に、16ページに移りまして、大きな3、社会教育、社会体育の推進についてです。(1)、社会教育活動につきまして、社会教育委員会議を6月と11月の2回開催しております。

以下、成人学級、放課後子ども教室について記載をしております。

17ページに進みまして、寿大学の9月から11月までの学習会の状況を記載しております。

⑥、家庭教育学級につきましては、記載のとおりであります。

18ページ、(2)番の文化、図書活動であります、①に有島記念館の展示事業について、第29回有島武郎青少年公募絵画展について記載をしております。ことしは250点の作品が寄せられ、4名の審査員によりまして慎重に審査した結果、最高賞には岩見沢東高校3年生の有ノ木美穂さんの作品が受賞しております。なお、本町中学生の作品も水彩の部で2点入選をしております。

続いて、中段よりやや下の②、有島記念館の普及事業として、しりべしミュージアムロード・コンサートを初め、19ページに引き続き各種イベント、そして先日11月の26日には後志出身の音楽家ということで、アンニュイコンサートアンドアニメーション上映会など多様なイベントを開催し、多数の来場者の皆さんに芸術を楽しんでいただいているところでございます。

次に、③、有島記念館のその他の事業であります、薩摩川内市のまごころ文学館との共同調査

を初めとする各種事業について記載をしております。

20ページの中ほどにあります。④として第2回の有島記念館運営委員会を開催しまして、今年度の中間報告及び今後、来年度の事業計画について説明をし、各委員の皆さんから適切なアドバイスや意見、助言等をいただいたところでございます。

続いて、⑥の学習交流センターあそぶっくの状況につきましては、この後21ページ、22ページの上段まで記載をしております。

続いて、⑧では文化協会の事業、⑨に埋蔵文化財調査について記載をしております。

下段に(3)として社会体育、スポーツ活動について記載をしております。今年度4回目となります北海道日本ハムファイターズの野球教室について、続いて23ページになりますが、ニセコマラソンフェスティバルの実施、北海道スポーツ推進委員研究協議会の参加、それから④に学校アスリート訪問事業としまして、元スキースキーのオリンピック代表選手であります川端絵美さんにお越しをいただきまして、中学生を対象に進路教室を開催しております。

最後、24ページになりますが、⑤の全町9人制バレーボール大会、ことしも9チーム179名が参加したという盛況のうちに終わりましたが、有島Aチームの優勝、富士見チームが準優勝という結果になっております。

最後ですが、⑥の札幌冬季オリンピック、パラリンピック招致活動につきまして、まず概況等ですが、11月22日に札幌市がJOC、日本オリンピック委員会及び北海道とともに2026年の招致に係る国際オリンピック委員会、IOCとの対話ステージへの参加を正式に表明いたしました。スキースキーアルペン競技がニセコエリアで開催する計画となっていることから、本町としましても北海道並びに札幌市など関係機関と連携し、来年10月にIOCが決定する正式立候補都市を目指し、諸準備を進めております。この間、8月25日には倶知安町で、11月24日には札幌市で北海道庁、札幌市、倶知安町、そして本町の関係者による協議を記載の内容で行っております。なお、今後ですけれども、ニセコ町内の関係機関が参集し、オリンピックスキースキーアルペン競技をニセコ町で開催することにつきまして関係者による協議、検討する会議を12月20日に役場で開催する予定でございます。また、最後ですが、先日平昌オリンピック、パラリンピック視察に関する新聞報道がございましたが、記事に説明不足のためやや誤解を招く内容があったことから、当該新聞社に対して改めて視察内容について説明を行い、今後特集記事の企画などにより善処するよう要望をしたところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で私からの教育行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これで行政報告は終わりました。

#### ◎日程第7 認定第1号

○議長（高橋 守君） 日程第7、認定第1号 平成28年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、浜本和彦君。

○決算特別委員長（浜本和彦君） 本年9月7日の第4回ニセコ町議会定例会において本特別委員会に付託されました平成28年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件は、去る9月7日、8名の委員出席のもとに本特別委員会を開催し、まず正副委員長の互選を行い、委員長に私浜本を、副委員長に新井正治君を互選しました。次に、11月1日及び2日の両日、決算特別委員会を開催し、8名の委員により一般会計及び5特別会計全般にわたる審査を実施しました。審査内容は、決算書及び法令に基づき提出されました各関係書類により慎重に審査した結果、内容等に誤りがないことを認め、別紙審査報告書のとおり認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

なお、審査の中で次のような指摘があったので、述べたいと思います。歳入では、町税や税外収入で徴収率の向上や滞納額の減少など徴収対策の成果が上がっているが、一方で徴収困難な事案も増えている。さらなる効率的、効果的な徴収方法の検討をされたい。歳出では、経常的経費が年々増加している。物件費や維持補修費において委託業務の人件費をはじめ諸経費が伸びているためである。財政の硬直化が懸念されるので、歳出削減に限度はあるが、今後も効率的な事業執行を図られたいです。詳細は、後ほどお手元の決算特別委員会報告書をお読みください。

以上、平成28年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 委員長報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件については討論を省略いたします。

これより認定第1号 平成28年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、平成28年度ニセコ町各会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

この際、午後1時まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 承認第1号から日程第10 承認第3号



○議長（高橋 守君） 日程第8、承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町一般会計補正予算）から日程第10、承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の件までの3件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、よろしくお願いたします。日程第8、承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明いたします。

横長の承認第1号という専決処分をした事件の承認についての議案をご用意お願いたします。承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

おめくりいただきまして、3ページは平成29年9月28日付での専決処分書をつけてございます。

5ページでございます。平成29年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,232万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,634万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月28日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が6ページに、歳出を7ページに載せてございます。

続きまして、8ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。9ページの歳出をごらんください。今回の補正額1,232万7,000円の財源について、国、道支出金で583万5,000円、一般財源で649万2,000円となっております。

先に歳出よりご説明いたします。12ページをお開きください。12ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費、17目職員給与費、3節職員手当等で管理職員特別勤務手当20万円、次に18目の防災対策費、3節職員手当等では時間外勤務手当42万円。この2つの職員手当につきましては、行政報告でも報告させていただきましたが、9月18日の台風18号による河川氾濫の備えや停電対応に伴いニセコ町防災計画の初動マニュアルに基づき1号配備及び2号配備により災害対策体制をとり、対応いたしました。職員配備にかかわる時間外勤務手当や管理職特別勤務手当につきましては、既存予算により対応可能となりましたが、当初予算で計上していた額をほぼ執行したため、今後の災害対応も考慮の上、今回執行相当額を補正するものでございます。

4項選挙費、3目衆議院議員選挙費では、衆議院議員総選挙が10月10日告示、10月22日投開票により行われました。衆議院議員総選挙を円滑に実施するために要する経費を補正するものです。な

お、歳出同額を選挙費委託料収入、道支出金として歳入計上してございます。1節報酬74万3,000円では選挙管理委員報酬で8万9,000円、非常勤職員報酬として投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、期日前投票管理者等にかかわる分で65万4,000円、3節の職員手当等348万3,000円につきましては投票事務、開票事務、期日前投票事務等にかかわる時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当となっております。13ページの7節賃金は選挙事務にかかわる臨時事務員賃金で17万円、9節旅費については費用弁償として選挙管理委員ほかで1万4,000円、11節需用費では53万円、選挙事務にかかわる消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料となっております。12節役務費39万2,000円については、入場整理券発送の通信運搬費、折り込み手数料等となっております。14ページになります。15節の工事請負費50万3,000円。こちらは、選挙ポスター掲示場設置及び撤去工事30カ所分となっております。

続きまして、15ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、28節繰出金で簡易水道事業特別会計繰出金31万4,000円でございます。

16ページになります。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費、13節の委託料では町道等災害復旧業務委託料463万8,000円、次に16節の原材料費では災害復旧原材料費92万円の計上でございます。この委託料と原材料費についても9月18日の台風18号による大雨、1日84ミリ及び9月23日の短時間豪雨、時間24ミリに伴う道路、側溝等の被災箇所について、路面材流出や側溝等への土砂堆積、破損いたしましたますなどの復旧に必要な予算を補正するものがございます。なお、当日等の応急対応分につきましては、既存予算にて対応してございます。

17ページから19ページは給与費の明細書ですので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

次に、10ページの歳入でございます。歳入、10ページ、15款道支出金、3項委託金、1目総務費委託金、5節の選挙費委託金、こちらは衆議院議員総選挙執行事務委託金として583万5,000円。歳出と同額の計上でございます。

11ページ、19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金では、歳入歳出均衡を図るため前年度繰越金を649万2,000円増額補正するものがございます。

承認第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第9、承認第2号 専決処分した事件の承認についてご説明いたします。

議案の21ページをごらんいただきたいと思います。承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めらる。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

23ページは、平成29年9月28日付での専決処分をつけてございます。

25ページをお開きください。平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,971万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月28日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が26ページに、歳出を27ページに載せてございます。

続きまして、28ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。29ページ、歳出をごらんください。今回の補正額31万4,000円の財源について、全て一般財源となっております。

先に歳出よりご説明いたしますので、31ページをごらんください。31ページ、歳出でございます。3款災害復旧費、1項簡易水道災害復旧費、1目簡易水道災害復旧費、15節で工事請負費では、水道施設の災害復旧工事で31万4,000円。こちらにつきましても9月18日の台風18号による停電によりまして、福井地区の浄水場内の薬剤注入コントロール装置が故障をいたしました。当面仮復旧により対応しておりましたが、飲用水の提供に必要不可欠な装置であることから、早期の交換対応が必要であるため補正対応するものでございます。なお、復旧費用としては72万3,600円ですが、当初予算で計上しておりました災害復旧事業費の執行残も踏まえて補正計上してございます。

次に30ページ、歳入でございます。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金では、歳入歳出均衡を図るため一般会計繰入金を31万4,000円増額補正するものでございます。

なお、承認第1号、2号、専決処分にかかわる本補正予算の各会計総括表及び一般会計歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳につきましては、別冊の補正予算資料一覧の資料ナンバーワンをごらんいただきたいというふうに思います。こちらの補正予算資料一覧というのがございます。こちらのほうの一番上に補正予算資料ナンバーワンということで承認第1号、2号についての詳細が掲載されておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

承認第2号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第10、承認第3号 専決処分した事件の承認について説明をいたします。

議案の33ページをごらんいただきたいと思います。承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

35ページは、平成29年10月30日付での専決処分書をつけてございます。

37ページになります。平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ830万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,801万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成29年10月30日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入が38ページに、歳出を39ページに載せてございます。

40ページの第2表を飛ばしていただきまして、42ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入、43ページの歳出でございますが、今回の補正額830万円の財源について、全て地方債となっております。

先に歳出よりご説明いたします。45ページをお開きください。45ページ、2款管理費、1項維持管理費、1目維持管理費、15節工事請負費では、配水管更新改良工事で783万円。こちらにつきましては、元町地区での民間による開発、食品加工販売、社員住宅などに伴い既設の水道管が支障となることから、開発スケジュールに応じた対応がとれるよう水道管移設工事に向けた実施設計委託料を9月定例会にて補正計上したところでございます。このほど工事費用について積算精査が整ったことから、工事費を追加補正計上するものでございます。なお、歳入において委託費も含めた額を町債に計上してございます。16節原材料費では量水器で47万円。今年度はアパート建築等の新築物件の整備が多く、新規分の量水器について当初予算で見込んでいた数量を上回る見込みとなったため、今後の整備予定分も含め40台分の購入費用を補正するものでございます。今後の購入見込み額が111万8,000円ですが、現行の予算額115万7,000円で、執行済み額50万8,464円を引きまして46万9,464円、計上額で47万円の補正計上となっております。

次に、44ページの歳入でございます。6款町債、1項町債、1目簡易水道事業債、1節の簡易水道事業債では830万円。歳出で計上いたしました元町地区での配水管更新改良工事について9月補正対応の設計委託分も含めて簡易水道事業債として計上してございます。

40ページに戻っていただきまして、40ページ、第2表の地方債補正でございます。今ほど歳入でご説明いたしました起債、簡易水道事業債の変更に関する補正を行うものでございます。変更前の限度額2,910万円を変更後3,740万円に、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。それから、46ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

こちらの承認第3号、専決処分にかかわる本補正予算の各会計総括書及び一般会計歳入歳出の内訳、補正予算の内訳につきましては、先ほどの承認第1号、第2号と同じくこちらの補正予算資料一覧のほうに承認第3号についても詳細を載せてございますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

承認第3号に関する提案理由の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件について討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第2号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

篠原議員。

○7番（篠原正男君） 先ほどの説明の中では、停電の影響を受けて浄水場の薬剤注入コントロール装置が故障したという説明でございましたが、停電ということが第一義的な故障の要因であるのかどうか再度ご確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋 守君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） 今の質問にお答えします。

この9月18日の、ちょっと時間定かではないですけれども、9時前後に停電になったのです。それと同時に停電が復旧したときに福井地区の浄水場からのこの薬剤コントロール部分が故障したということで、異常を知らせる信号を受信し、停電のときにそれが故障したと原課のほうではそう捉えております。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 故障が原因ということであるということなのでしょうけれども、停電というものが原因であれば、本来であれば浄水施設ですから、とめることはないというか、安全に万全を期すというのが大前提だろうというふうに思います。無停電装置などいわゆる停電対応というものを当初から設定していなかったのかどうかということと、恐らく設定していないから、停電で注入コントロール装置が故障したのだというふうに思うのですけれども、やはり修理後の状況においてこのような無停電装置などを整備しているかどうか、それをお伺いします。また、他の浄水施設においての状況についてもまた同じような状況なのかどうか、それもあわせてお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） 今の質問にお答えします。

まず、ここの福井浄水場の中の今のこのコントロール装置については、UPSだとかのそういう

無停電装置の対応はされておられません。同じ福井の浄水場で別な、もう少し、結構重要なコンピューター関係も入っています。その部分については、無停電装置はついております。ただ、今このコントロール装置の部分についてはついておりません。なお、福井の浄水場には、例えば曾我の第1配水池だとかニセコ地区だとかでは停電になったときポンプで水圧を上げて給水しなければならないため発電機が備えられておりますけれども、福井地区のこの部分には発電機は設置されておられません。大体ほかの施設についてもUPSだとかのそういう対応はしていないのが現状です。

以上です。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） そうであれば、また長時間にわたる停電が発生した場合においても同様な事案が生じる可能性があるというふうな今の説明の中で私は感じましたので、今後どのような対応をとろうと考えておられるのか、その点を再度伺います。

○議長（高橋 守君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） 今回の福井地区だとか、まだほかにも先ほど言ったポンプで圧送して給水区域に配っているそういう施設が例えば近藤だとかにもありますが、福井地区なども3年前ですか、長時間にわたって電気が来ない場合、それは水がつかれないということで、発電機をこちらから持って行ってつないで、非常の発電機で動かせる対応に、例えばほかの先ほども言った近藤だとかも3年ほど前にそういう対応をとるようにしております。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） ただいまの質問ですけれども、浄水場含めていろんな、町内にはございますので、一応原課と現状しっかりと把握した上で、また今度どのような対応が必要なのか一回検討してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

本件について討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件については討論を省略いたします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について(平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

◎日程第11 諮問第1号から日程第16 議案第5号

○議長(高橋 守君) 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件から日程第16、議案第5号 羊蹄山ろく消防組規約の一部を変更することの協議についての件までの6件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第11、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

議案の2ページをお開きください。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

記、住所、虻田郡ニセコ町字曾我、氏名、佐藤智子。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

佐藤さんの略歴等につきましては、3ページをごらんいただきたいというふうに思います。

人権擁護委員につきましては、国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、もしこれが侵害された場合にはその救済のため速やかに適切な処置をするとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする公職でございます。現在ニセコ町に置かれております人権擁護委員2名中、佐藤委員が来年3月いっぱい任期が満了となることから、法務大臣の委嘱に当たり町長が候補者を法務局に推薦するに当たり議会の同意が必要となります。佐藤さんは、これまで1期同委員の任務をしっかりと果たされていることから、2期目の再任同意を求めるものでございます。

諮問第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第12、議案第1号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。議案の4ページをごらんください。今回議案の同意を求める3件の議案提案に当たりまして、9月末をもって固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となっていることから、本来であれば9月議会において選任の議案を提出すべきでございましたが、失念していたことによりまして本定例会での議案提出となりましたことをまずもおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

それでは、議案第1号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者をニセコ町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の

規定により、議会の同意を求める。

記、住所、虻田郡ニセコ町字黒川、氏名、川原友明。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

固定資産評価審査委員会は、市町村に置かれております行政委員会で、3名の委員で構成されておまして、固定資産評価額に対して不服申し出があった場合に中立的、専門的立場から不服の内容について審査、決定していただくことにより、適正かつ公平な価格の決定を保証し、固定資産税における課税の公平を期することを目的とする組織でございます。9月末をもって委員の任期が満了となっていることから、以下3つの議案につきまして任期を来年1月から3年とする委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

川原さんの略歴等につきましては、5ページをごらんください。

川原さんは、これまで4期同委員会委員を務めておまして、委員の任務をしっかりと果たされていることから、今回5期目の再任同意を求めるものでございます。

議案第1号については以上でございます。

続きまして、日程第13、議案第2号、ニセコ町固定資産評価審査委員会の選任についてでございます。

議案は6ページになります。議案第2号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者をニセコ町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、虻田郡ニセコ町字本通、氏名、石塚恵子。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

石塚さんの略歴等につきましては、7ページをごらんいただきたいと思います。

石塚さんは、これまで2期同委員会委員を務めておまして、委員の任務をしっかりと果たされていることから、今回3期目の再任同意を求めるものでございます。

議案第2号については以上でございます。

続きまして、日程第14、議案第3号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

議案は8ページでございます。議案第3号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者をニセコ町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、虻田郡ニセコ町字有島、氏名、福田房三。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

福田さんの略歴等については、9ページに掲載してございます。

福田さんは、人格が高潔でございまして、これまで地方公務員並びに社会福祉協議会事務局長としてまちづくり全般に精通しており、さまざまな分野において識見を有していることから、今回新たに固定資産評価審査委員会委員として同意を求めるものでございます。



議案第3号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第15、議案第4号 請負契約の変更について。

議案10ページをごらんください。議案第4号 請負契約の変更について（ニセコ町特定環境保全公共下水道ニセコ町下水道管理センターの建設工事委託）。

平成28年6月23日に協定を締結したニセコ町特定環境保全公共下水道ニセコ町下水道管理センターの建設工事委託について、下記のとおり協定の変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記、協定の金額「1億2,170万円」を「1億357万円」とする。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

この建設工事委託につきましては、ニセコ町下水道管理センターの電気機器設備更新工事を地方共同法人日本下水道事業団へ委託して実施しているものでございます。日本下水道事業団は、昨年のニセコ町との協定後の工事入札前に工事費の積算精査を行い、9月に公募による入札を実施し、工事を進めてきました。現在工事は終盤を迎えていて、今後工事による設計変更などが発生しないため、今回積算精査による発注工事費の減及び入札執行残の減によりまして協定額の減額となったものでございます。

議案第4号に関する提案理由の説明は以上でございます。

日程第16、議案第5号 羊蹄山ろく消防組規約の一部を変更することの協議について。

議案12ページをごらんください。議案第5号 羊蹄山ろく消防組規約の一部を変更することの協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

13ページをお開きください。下段の提案理由でございます。読み上げます。現規約に規定する組合の補助職員について、組合が併任発令している関係町村職員である「消防職員以外の職員」の規定が明記されていないため、その規定を追加するとともに、会計管理者の選任方法を明確化するため組合規約の一部を改めることについて協議するため、本規約を提出するものでございます。

今回の補正の内容について新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表でございます。左側が現行、右が改正後の案となっております。改正後の案でございますが、第10条を次のように改めます。補助職員の第10条ですが、組合に消防組織法第11条第1項に規定する消防職員及び消防職員以外の職員を置く。

2項では、消防職員の定数は、条例で定める。

3項では、消防長及び消防職員以外の職員は、管理者が任免する。

4項、消防長以外の消防職員は、管理者の承認を得て消防長が任免する。

第11条第2項は次のように改めます。2項、会計管理者は、管理者の所属する関係町村の会計管理者をもって充てる。

それでは、議案の13ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は、北海道

知事の許可のあった日から施行いたします。

議案第5号に関する提案理由の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決に入ります。

お諮りします。本件は、適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

これより議案第1号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決に入ります。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は同意することに決しました。

これより議案第2号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決に入ります。お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は同意することに決しました。

これより議案第3号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決に入ります。  
お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は同意すること  
に決しました。

これより議案第4号 請負契約の変更について(ニセコ町特定環境保全公共下水道ニセコ町下水道  
管理センターの建設工事委託)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号 請負契約の変更について(ニセコ町特定環境保全公共下水道ニセコ町下水道  
管理センターの建設工事委託)の採決に入ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号 羊蹄山ろく消防組合規約の一部を変更することの協議についての質疑に入  
ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号 羊蹄山ろく消防組合規約の一部を変更することの協議についての採決に入ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第6号から日程第23 議案第12号

○議長（高橋 守君） 日程第17、議案第6号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の件から日程第23、議案第12号 平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件までの7件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第17、議案第6号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の14ページになります。議案第6号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例。

非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

15ページをお開きください。下段のほうに提案理由がございますので、読み上げます。提案理由、条例に記載する非常勤特別職のうち、地方自治法第180条の5第1項及び第3項に定める監査委員、教育委員、農業委員、選挙管理委員、固定資産評価審査委員会委員について、業務量の増加、近隣町村の状況及び他の委員との均衡を図るため、本条例を提出するものでございます。

今回の改正内容について、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の2ページをごらんください。新旧対照表2ページでございます。左が現行で、右が改正後でございます。別表1、（第2条関係）中、区分で監査委員の識見を有する委員の報酬額36万円を39万6,000円に、同じく議員選任委員では26万7,000円を29万3,000円に、教育委員の報酬額26万7,000円を29万3,000円に、農業委員の会長の報酬額36万円を39万6,000円に、委員では26万7,000円を29万3,000円に、選挙管理委員の委員長の報酬額7,500円を8,000円に、委員では6,500円を7,000円に、固定資産評価審査委員会委員長の報酬額7,500円を8,000円に、委員では6,500円を7,000円に改めます。

議案の15ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

この条例に関する町民参加の状況ですけれども、15ページ、下段にありますとおりパブリックコ

メントを行いまして、特に意見はなかったということでございます。

議案第6号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第18、議案第7号 ニセコ町土地開発基金条例の一部を改正する条例について。

議案の16ページをごらんください。議案第7号 ニセコ町土地開発基金条例の一部を改正する条例。

ニセコ町土地開発基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

17ページをお開きください。下段のほうの提案理由についてですが、読み上げます。提案理由、平成28年度末のニセコ町土地開発基金の残高は2億556万752円、うち現金で8,752万4,878円、土地で1億1,803万5,874円で、面積が47万9,485.65平方メートルとなっております。今後の町内における土地の先行取得の必要性や土地売買価格の動向から基金額を1億円と改めるものでございます。また、条例制定時に800万円でありました基金残高がこれまでの基金運用と一般会計からの積み立てにより2億円を超える金額となっていることを踏まえ、今後基金の処分を実施する際に処分に関する規定を設ける必要があることから、本条例を提出するものでございます。

今回の改正内容につきまして、こちらも新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の3ページをごらんください。新旧対照表3ページです。基金の額ですが、第2条第1項中、「2,550万円」を「1億円」に改めます。

同条第2項中、「基金に追加して積み立てをすることができる。」を「基金に追加して積み立てをし、又はこれを処分することができる。」に改めます。

同条第3項中、「積み立て」を「積み立て又は処分」に、「積立額相当額増加」を「積立額相当額増加し、又は処分額相当額減少」に改めます。

議案17ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行いたします。

この条例に関する町民参加の状況ですけれども、17ページ、下段にありますとおりパブリックコメントを行いまして、特に意見はなかったということでもあります。なお、本件につきましては、本日議会終了後の議員協議会において詳細の説明をさせていただきます。

議案第7号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第19、議案第8号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の18ページをごらんください。議案第8号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

19ページの下段のほうをごらんください。提案理由でございますが、読み上げます。提案理由、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、過疎地域自立促進特別措置法第

31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令等の一部を改正する省令が公布されました。さらなる効果的な企業立地の促進並びに投資促進を図り、町経済の活性化向上及び雇用機会の拡大を図るために、本条例を提出するものでございます。

それでは、変更の内容につきまして新旧対照表並びに別紙の1枚物です。1枚物で説明資料というのがございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。こちらでご説明させていただきます。1枚物でございます。1枚物の説明資料の裏面で、資料1ということで右肩に記載してございます。条例、先ほどの提案理由と一部重複いたしますが、条例改正の経緯と改正内容について読み上げてご説明をいたします。過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令等の一部を改正する省令が公布されました。過疎地域内での適用事業のうち情報通信技術利用事業を廃止し、新たに農林水産物等販売業が追加され、対象事業の設備を新設、または増設したものに対する固定資産税の減免を行った場合の減収分の75%を最初に課税免除等を行った年度から3年間地方交付税により補填する国の財政支援の期間が平成31年3月31日まで延長されたことにより、さらなる効果的な企業立地の促進並びに投資促進を図り、町経済の活性化向上及び雇用機会の拡大を図るために本条例を提出するものでございます。本条例によりまして固定資産税の減免の適用できる業種は1として製造業、2として農林水産物等販売業、3として旅館業となりまして、該当する固定資産は当該事業を行うための設備としての家屋と償却資産、これは1と2の業種のみになりますが、及び当該設備の敷地土地となります。取得価格の要件は2,700万円超で、雇用者の数は10人以上と規定してございます。

条項の説明でございますが、新旧対照表では4ページとなります。第1条及び第2条第1項第2号では、趣旨及び課税免除の範囲の規定中、適用事業について情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加する改正でございます。

第2条第2項では、課税免除の範囲の規定中、生産設備等の取得時期を規定しております。取得の適用期間を平成31年3月31日まで延長する改正及び字句の訂正でございます。

新旧対照表では5ページになりますが、附則の第2項で条例の執行についての規定で、条例の執行を平成33年3月31日に限りまで延長する改正でございます。

それでは、議案の19ページにお戻りいただきまして、議案の19ページでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用をする。

この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、住民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第8号に関する提案理由の説明は以上でございます。

○議長（高橋 守君） 説明をとめてください。

この際、午後2時15分まで休憩いたしたいと思っております。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者からの提案理由の説明をお願いいたします。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第20、議案第9号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

別冊、横長の補正予算の議案書をご用意いたします。横長の議案書、ページ数では47ページ、議案第9号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,775万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,410万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入が48ページ、歳出を49ページに載せてございます。

50ページ、51ページを飛ばしていただきまして、52ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入が52ページ、53ページは歳出でございます。下の合計欄でございますが、今回の補正額1,775万7,000円の財源については、国、道支出金で823万9,000円、地方債で1,990万円、その他財源で258万5,000円減、一般財源が779万7,000円減でございます。

説明の都合上、歳出の63ページをお開きください。歳出、63ページでございます。1款議会費、1項議会費、1目議会費、13節委託料の会議録作成業務委託料では、当初見込みよりも議会本会議時間数の増により15万3,000円の増額補正でございます。14節使用料及び賃借料では、庁舎整備にかかわる議会視察に伴うバス借上げ料17万5,000円の計上でございます。

64ページになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金では、北海道自治体情報システム協議会負担金35万6,000円の計上です。こちらは、社会保障・税番号制度にかかわる税務システム、こちらはデータ標準レイアウトの改版で22万6,800円及び住民記録システム、こちらは死亡日不明遡及異動者対応で12万8,547円の合わせて35万6,000円の改修経費の補正でございます。補助対象なのですが、現状の国の予算状況では配当が見込めない状況にあることから、歳入補正は今回見送り、配当となった場合は別途補正対応いたしたいと思っております。

4目基金積立費において25節積立金、社会福祉基金積立金においては2件20万円の指定寄附がご



ございました。また、ふるさとづくり基金積立金においてはふるさとづくり寄附が3件66口33万円あったことに伴い、それぞれの基金への振りかえ寄附金の補正計上でございます。

続きまして、5目文書広報費、11節需用費の修繕料では、ラジオニセコ放送局及びアンヌプリ送信所の緊急用バッテリー電源の経年劣化により停電時の放送運営に今後支障を来す可能性があることから、バッテリー性能が低下する本格的な冬期期間を迎える前にバッテリー交換費用として29万8,000円の計上でございます。

8目自治創生費、12節役務費の手数料では、新聞折り込み手数料1万1,000円及び65ページの14節使用料及び賃借料ではバス借り上げ料220万円の計上でございます。現在地域公共交通最適化に向け調査事業を行ってございますが、冬期間の観光客や住民のスキー場方面への移動で交通需要の多い路線にバスの定期路線を設定することにより過去の運行状況で予約をお断りせざるを得なかったデマンドバスの運行への影響を調査するため実証実験運行経費を補正するものでございます。なお、財源として地方創生推進交付金2分の1補助を見込み、歳入計上してございます。バス運行日は12月25日から3月31日までで、片道運行分3万1,000円の35日、往復運行分6万3,000円の15日の消費税で220万円となっております。なお、昨日の議員協議会においてもご説明をさせていただきましたが、実証実験のバス運行日が12月25日で、事前の告知が必要なため、ニセコリゾート観光協会が冬期間運行する周遊バスへのチラシの掲載及び独自のチラシについても先に周知を行うことをご了承願いたいというふうに思っております。なお、本件につきましては、本日議会終了後の議員協議会においても詳細な説明をさせていただきます。

65ページになります。9目財政管理費、19節負担金補助及び交付金では、北海道自治体情報システム協議会負担金36万4,000円の計上です。平成30年1月1日に本町指定金融機関であります北海信用金庫を含む3信金合併により新たに北海道信用金庫が誕生することに伴い、本町の財務会計システム、ウェブタウン上の口座情報等を修正する必要があることから、当該データを一括修正するに当たり必要となる予算を補正するもので、財務会計システムの提供元であります北海道自治体情報システム協議会への負担金となります。

2項徴税費、2目賦課徴収費、12節役務費、システム設定手数料でございますが、平成28年度導入いたしました法人住民税システムについて、本町での運用及び今後のランニングコストの面から再設定を行うための作業手数料13万円の補正となります。なお、再設定後は毎年の北海道自治体情報システム協議会負担金25万9,200円が不要となります。23節の償還金利子及び割引料では、過誤納等還付金30万円。こちらは、法人住民税の法人税割分を予定納税していた法人のうち確定申告により予定納税分の一部または全額が超過納付となり、還付を要する法人が今年度は増加をしております。これに伴い歳出予算で還付する予算が不足したことによる計上で、今年度2回目の補正となります。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、19節負担金補助及び交付金では、北海道自治体情報システム協議会負担金140万4,000円の計上です。こちらは、マイナンバーカード等に希望者のみに旧姓を併記するための既存住基システム改修経費を補正するもので、国によります一億総活躍社会実現に向けた取り組み、制度改正によるものであり、関連経費は全額国から補助されるこ

とから、歳入補正で同額を計上してございます。

66ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金では、北海道自治体情報システム協議会負担金84万3,000円の計上です。こちらは障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、補装具給付事務の社会保障・税番号制度対応による情報連携を行うためのシステムの改修費、障害者総合支援事業分64万8,000円と補装具給付事務分19万5,000円の計上でございます。なお、障害者総合支援事業分の国庫補助2分の1についてあわせて歳入補正をしてございます。23節の償還金利子及び割引料では、平成28年度障害者医療費道費負担金の確定に伴う超過交付分の返還金について4万5,000円の計上でございます。28節の繰出金の国民健康保険事業特別会計繰出金では、国保総合システム等業務端末更新にかかわる国保会計補正予算に伴い、国保会計の事務費繰出金13万8,000円を増額補正するものでございます。

2目老人福祉費、20節扶助費の老人施設措置費69万円では、ニセコ町より老人福祉施設、こちら養護老人ホーム、京極町の慶和園になりますが、そこへの入所措置を行っている方に対し、入所にかかわる費用について予算措置をしているところでございますが、現在1名の入所となっておりますが、このほど新規で1名が入所する見込みとなったことから、必要となる予算を補正するものでございます。あわせて施設徴収金を歳入で補正してございます。

67ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、28節繰出金では、簡易水道事業特別会計の補正予算に伴う歳入歳出均衡による繰出金251万3,000円の減額の補正でございます。

続きまして、2項清掃費、2目塵芥処理費、19節の負担金補助及び交付金では、蘭越町の粗大ごみ処理施設維持管理業務負担金20万6,000円でございます。羊蹄山麓6町村共同で実施しております蘭越町での粗大不燃ごみの破碎処理事業につきまして平成28年度事業費の精算の結果、施設修繕とごみ搬入割合により本町負担額が増加となったため、覚書に基づき増加分を補正し、精算するものでございます。

68ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、7節賃金では、臨時事務員賃金5万2,000円。農業委員会の臨時職員について9月で任期満了となり、10月以降について新たに募集を行いましたが、応募がなく、その後も採用困難な状況が見込まれていたことから、農政課内及び地域農業活性協議会事務局で臨時職員体制の見直しを行ったところ、この調整に伴い当初見込んでいた臨時職員賃金に不足が生じる見込みとなったことから、補正するものでございます。

3目農業振興費、11節需用費の燃料費では、農政課で使用している公用車について本年度農政関連事業の会議参加や蔵人衆等の6次産業化生産販売者協議、圃場状況調査、農業委員会による現地調査などの実施によりガソリン代が不足となっていることから、今後の見込み額として5万1,000円増額補正するものでございます。

11目土づくり対策費では、堆肥センターのタイヤショベルの更新について財源として過疎債を充当できる見込みとなったことから、1,470万円の充当変更でございます。

69ページになります。7款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金では、商工業活性化を目的に実施しておりますにぎわいづくり起業者等サポート事業補助について当初見込んでいた3件300万円を執行し、さらに2件200万円の活用要望があることから、補正をす

るものでございます。

2目観光費、11節需用費の光熱水費では43万3,000円。観光施設の電気料について売却をいたしましたニセコ泉源の3月利用、4月支払い分について当初予算で未計上だったこと、また道の駅ニセコビュープラザについて使用料の増や燃料調整費、再生可能エネルギー賦課金の上昇により予算比プラス11%で推移していることから、今後予算に不足が生じるおそれがあることから、必要見込み額を補正するものでございます。内訳といたしまして、ニセコ泉源4月支払い未計上分12万1,075円とビュープラザ分31万1,652円となります。12節の役務費の手数料では6万4,000円。町のキャラクター、ニッキーの着ぐるみについて当初予算で1体分のクリーニングを見込んでいたところですが、製作から22年が経過し、汚れのほか破れや頭部ヘルメットの破損も見られることから、クリーニングにあわせて必要な補修を行う作業手数料を補正するものでございます。

70ページになります。8款土木費、6項下水道費、1目下水道整備費、28節繰出金では、公共下水道事業特別会計の補正予算に伴う歳入歳出均衡による繰出金50万円の補正計上でございます。

71ページ、9款1項1目消防費、19節負担金補助及び交付金の羊蹄山ろく消防組合負担金では、ニセコ消防への負担金について当初予算への給与、昇給計上の誤り、負担率の確定にかかわる経費、給料、共済費などの補正、それと山岳救助、台風等災害対応、他町村火災の応援、定員搬送による隊員確保などの活動増加による時間外勤務手当の増により補正を行うものでございます。計上誤りと負担率確定分で122万8,000円と時間外分80万円の合わせて202万8,000円の計上となります。

72ページになります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、18節備品購入費では、一般備品174万3,000円。こちらは、来年4月からの小学校の就学児童数や学級数の増加に伴い、今年度中に準備が必要となる備品を追加整備するため予算を補正するものでございます。内訳として、まずニセコ小学校の備品を説明をいたします。普通学級が1学級増となることから、書画カメラ、給食配膳台、傘立てを1台、合わせて15万6,000円、児童玄関に追加設置する靴箱12人分が19万4,000円、児童の成長に応じた高学年用の机、椅子の不足分各40台で88万6,000円、合わせてニセコ小学校は123万6,000円の計上です。次に、近藤小学校の備品として、ニセコ小学校同様普通学級が1学級増となることから、書画カメラ1台で7万8,000円、また主に就学児童向けとして机、椅子、可動式でございますが、各15台で42万9,000円、合わせて近藤小学校は50万7,000円でございます。以上、備品購入費の合計で174万3,000円の計上となります。

3項中学校費、1目学校管理費の15節工事請負費、こちらはニセコ中学校教室営繕工事34万5,000円です。こちらも来年4月に中学校に就学する生徒向けの対応といたしまして、今年度中に準備を進めるため予算を補正するものです。来年度はニセコ中学校へ車椅子生活の生徒が入学する予定です。このため、この生徒が利用する特別支援教室について授業などにおいて車椅子でも生徒自身で使用できる電気温水器つき自動水洗タイプの手洗い器を設置する工事内容となっております。

次に、4項高等学校費、2目定時制高等学校管理費、15節工事請負費のニセコ高校校舎営繕工事43万2,000円の計上です。ニセコ高校校舎2階の階段入り口に設置されております防火扉について、今年度の消防設備点検において建具のゆがみ等により扉の作動時に完全に閉まり切らない状態であることが指摘をされております。簡易的な建具調整では直らず、緊急時に危険となるおそれがある

ことから、扉を一度取り外し、工場で加工し直して、再設置するための工事費用を補正するものでございます。

5項幼児センター費、1目幼児センター費、7節賃金の臨時職員賃金30万6,000円。平成29年12月からの主任教諭兼保育士の長期の療養及び復帰後の通院に伴い保育士人員が不足となることから、補填する臨時保育士賃金について時給940円の7.75時間、42日分を補正するものでございます。73ページになります。19節負担金補助及び交付金の施設型給付費負担金141万円では、子ども・子育て新制度によるニセコ町乳幼児の登園している私立幼児施設等への施設型給付費について国が定める法定価格の改定や入園状況により当初見込んでいた給付費に不足が生じる見込みとなったことから、増額補正するものでございます。なお、当該負担金に対して国費、道費補助があることから、あわせて歳入補正をしてございます。次に、地域型保育事業給付費負担金181万8,000円では、ニセコ町の乳幼児2名が11月より蘭越町の家庭的保育の実施事業所へ新たに登園することになりまして、事業所に対する地域型保育事業給付費について新規補正計上するものでございます。

6項社会教育費、2目有島記念館費、11節需用費の修繕料では、当初見込んでおりました修繕料について消防点検による緊急修繕などにより全額執行していることから、冬期の暖房装置等の維持管理、故障対応に備え、見込み額5万円を補正するものでございます。

7項保健体育費、1目保健体育総務費、9節旅費では、普通旅費119万5,000円でございます。こちら行政報告のほうで報告がございましたが、平成29年11月22日、札幌市は日本オリンピック委員会及び北海道とともに2026年冬季オリンピック、パラリンピック招致にかかわる国際オリンピック委員会との対話ステージ、これは非公式事前協議といたしますが、そこへの参加を正式に表明をいたしました。このことによりJOC、札幌市、北海道、関係団体や自治体、倶知安町、ニセコ町などが2018年10月に国際オリンピック委員会が決定する正式立候補都市を目指し、緊密な協議、検討を行うためニセコ町として、これはまだ案ですが、招致推進協議会の構成役員、これは町長、教育長、町民学習課長となり、その協議会へ参加するための旅費を補正計上するものでございます。

この詳細につきましては、別冊の大きく補足資料と書いた1枚物がございますので、こちらをごらんいただきたいというふうに思います。こちらでご説明をさせていただきます。この補足資料の裏に旅費の詳細が記載してございます。2018年平昌冬季オリンピック、パラリンピック招致活動等旅費ということで、まず招致推進協議会、これ構成員はJOCの会長、北海道知事、札幌市長、スポーツ庁長官、ニセコ町長などとなりますが、参加者は町長、教育長、随員職員3人で、都内旅費2人の2回分で27万4,616円、町長分は既存旅費対応となります。

次に、2段目、統括ディレクター会議、こちらの構成員はJOC副会長、北海道環境生活部長、札幌市スポーツ局長、スポーツ庁国際課長、ニセコ町教育長などとなりますが、これに町への参加として教育長随員職員として2人、都内旅費2人の4回分で54万9,232円となっております。

次に、3段目、マネジャー会議、こちらの構成員はJOC国際部係長、北海道スポーツ振興課長、札幌市調整課長など、ニセコ町町民学習課長と町職員も入りますが、参加者として町民学習課長1人で都内旅費4回分で27万4,616円。

次に、別枠でIOCメンバーワーキングセッション対応ということで、IOCメンバー、JOC、

札幌市、ニセコ町担当で、町としては担当職員2人、札幌旅費2人の1回で5万2,000円。

次に、ニセコエリア実務者会議ということで、北海道、札幌市、倶知安町、ニセコ町実務者で、ニセコ町として担当職員3人で、札幌3人の4回で2万4,000円、また実務打ち合わせということで、ニセコ町担当職員2人で、札幌2人の5回で2万円、合わせて119万4,464円の計上となっております。なお、本件及び2026年冬季オリンピック、パラリンピックの札幌招致に向けた今後のスケジュール等につきましては、あすの議員協議会において説明をさせていただきます。

74ページになります。11款災害復旧費、2項、公共土木施設の災害復旧費、1目土木施設災害復旧費では、台風18号等の対応経費について災害復旧事業債を充当できる見込みとなったことから、財源内訳の変更でございます。

次に、50ページをお開きください。50ページは、第2表、債務負担行為補正でございます。町税納付書等印刷及び封入業務委託料について、平成30年度に限度額144万円の債務負担行為の追加設定でございます。これにつきましては、これまで直営で実施していた業務を専用印刷機の老朽化や事務効率化に向けまして外部委託により実施するため設定するもので、今年度中に業務を発注する必要があり、業務期間が複数年にわたることから、必要となるものでございます。債務負担行為の関係ですが、75ページに今後の見込み額を記載してございますので、あわせてごらんいただきたいというふうに思います。

続いて、歳入については54ページからでございます。54ページ、12款分担金及び負担金、1項負担金、2目教育費負担金、幼児センター保育料長時間型185万6,000円の減額補正でございます。北海道の事業であります多子世帯保育料軽減支援事業、これは2分の1の道補助ですが、本町実施に伴いまして保育料無償化該当世帯が増加したことによる長時間型保育料の減額分を補正するものでございます。また、あわせて前述以外の保育料の当初予算からの収入増加見込み額も加味し、相殺の上減額補正をいたします。なお、道補助分2分の1補助も歳入補正を計上してございます。多子世帯の保育料軽減支援分の減額分で535万6,900円、当初予算からの増額相当分350万円となっております。

55ページでは、13款使用料及び手数料、1項使用料、5目教育使用料、こちらは幼児センター保育料の短時間型について107万円の減額補正でございます。保育料の改定及び多子世帯軽減措置当該世帯の増加に伴う短時間型保育料の減額補正でございます。

56ページになります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目教育費国庫負担金、1節幼児センター費負担金、こちら子どものための教育、保育料給付費負担金131万4,000円です。施設型給付費の実績増及び地域型保育給付費の新規増に伴う国庫負担金の増額補正でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金では、地方創生推進交付金110万円、歳出でも説明をいたしましたが、現在地域公共交通適正化に向け調査事業を行っておりますが、冬期間の観光客や住民のスキー場方面への移動で交通需要の高い路線に定期路線を運行することによりデマンドバスの影響を調査するための実証運行経費の財源として地方創生推進交付金2分の1補助を見込み、歳入計上してございます。次に、社会保障・税番号制度システム整備負担金、これは既存住基システム改修分で140万4,000円。マイナンバーカード等に希望者のみに旧姓を併記する

ための既存住基システム改修経費の補正経費について関係経費は全額国から補助されることによる計上でございます。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金について障害者地域生活支援事業費補助金32万4,000円の計上、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴う自立支援給付支払いシステムの改修に必要な経費を歳入において計上いたしましたが、国庫補助金2分の1について歳入補正計上でございます。

57ページ、15款道支出金、1項道負担金、2目教育費道負担金、1節幼児センター費負担金では、子どものための教育、保育給付費負担金71万9,000円。こちらは、施設型給付費の実績増及び地域型保育給付費の新規増に伴う道負担金の増額補正でございます。

2項道補助金、6目教育費道補助金、2節社会教育費補助金では、地域づくり総合交付金70万円。有島記念館の企画展示等事業についていきいきふるさと推進事業助成金のほか、道交付金についても内示を受けることができたことから、道の交付金を新規歳入補正するものでございます。また、20款においてその分減額となるいきいきふるさと助成金の減額補正をあわせて行っております。3節の幼児センター費補助金では、保育料軽減支援事業費補助金267万8,000円。北海道の補助事業であります多子世帯保育料軽減支援事業、こちらは道補助2分の1になりますが、この事業について平成29年度より対象となります保育料無償化を実施していることから、道補助見込み額を補正するもので、今回の対象乳幼児件数は19件で、保育料軽減道補助の対象額535万6,900円を見込んでございます。

58ページになります。16款財産収入、2項財産売払収入、2目の物品売払収入では、不要物品売払収入253万8,000円。こちら行政報告で報告させていただきましたが、堆肥センターで使用していた車両、ショベルローダーについて入札による売り払いを実施いたしましたので、売払収入額を補正するものでございます。

59ページになります。17款寄附金、1項寄附金、2目1節指定寄附金では、9月定例議会後に指定寄付金が2件20万円受けたこと、また2節ふるさとづくり寄附金ではふるさとづくり寄附金が3件66口33万円を受けたことから、歳入補正を行い、同額を基金として積み立てを行います。

60ページ、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で、財政調整基金繰入金1,033万5,000円の減額の補正でございます。歳入歳出予算の計上に伴いまして町債などの特定財源の歳入増などが多く、一般財源の所要額が減額となることから、調整財源であります財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出収支均衡を図るものでございます。

61ページになります。20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、1節延滞金では幼児センター保育料延滞金1,000円。過年度保育料にかかわる延滞金について収入が見込まれることから、科目新設の補正計上でございます。

5項雑入、4目雑入、6節福祉施設徴収金では、老人福祉施設徴収金15万円。ニセコ町で老人福祉施設入所にかかわる費用について予算措置をしておりますが、新規で1名が入所する見込みとなったことから、施設徴収金を歳入補正するものでございます。23節雑入のいきいきふるさと推進事業助成金では34万円の減額。先ほど道補助金の地域づくり総合交付金において有島記念館の企画展

示等事業について道交付金についても内示が受けることができたことから、その分減額となるいきいきふるさと助成金の減額補正を行うものでございます。

62ページになります。21款町債、1項町債、9目農林水産業債、1節農業債では、畜産環境整備対策事業債1,470万円。堆肥センターのタイヤショベルについて6月定例議会にて更新に係る予算の補正計上を行い、更新をいたしました。このほど更新にかかわる財源として過疎債を充当できる見込みとなったことから、補正するものでございます。

10目災害復旧費、2節公共土木施設災害復旧事業債では、歳出でも説明をいたしました平成29年9月18日発生 of 台風18号及び続く23日の集中豪雨により発生した公共土木施設災害について一部災害復旧債を充当できる見込みとなったことから、520万円補正するものでございます。

次に、51ページをごらんください。第3表、地方債補正でございます。今ほど歳入で説明をいたしました畜産環境整備対策事業及び公共土木施設単独災害復旧事業の追加補正を行うものでございます。畜産環境整備対策事業債について、限度額1,470万円、起債の方法は証書借り入れで、利率は年利2.5%以内、償還の方法は12年以内で、うち据え置き3年以内、その他記載のとおりでございます。次に、公共土木施設の単独災害復旧事業について、限度額520万円、起債の方法は証書借り入れで、利率は年利2.5%以内、償還の方法は10年以内で、うち据え置き2年以内、その他記載のとおりでございます。

また、76ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

議案第9号については以上でございます。

続きまして、日程第21、議案第10号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明をいたします。

議案の77ページをお開きください。議案第10号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ209万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,907万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。78ページは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。歳出を79ページに載せてございます。

80ページの第2表を飛ばしていただきまして、82ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括

の歳入でございます。83ページ、歳出をごらんください。下の合計欄でございますが、今回の補正額209万3,000円の財源については、全てその他財源でございます。

先に歳出の86ページをごらんください。86ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において13節委託料では、国保税、国民健康保険システム修正委託料70万円の計上です。平成30年、国保の都道府県化に伴い国が無償配付する標準システムを導入し、北海道がシステムを運用するクラウド環境を構築するところでありますが、新たな機能追加によりシステム改修構築が必要となることから、補正するものです。システム構築に関し、国保連合会契約分については19節の負担金で125万5,000円の補正計上をしてございます。なお、当該経費につきましては、全額交付金により措置されるため、同額歳入計上してございます。18節の備品購入費では、事務用備品13万8,000円。こちらも国保都道府県化に向けた国保総合システム等業務端末更新による補正計上で、国保連合会一括入札による機器の更新となります。19節の負担金補助及び交付金では、北海道国民健康保険団体連合会負担金125万5,000円でございます。

次に、80ページをごらんください。第2表、債務負担行為でございます。国民健康保険税納付書等印刷及び封入業務委託料について、平成30年度に限度額37万3,000円の債務負担行為の設定でございます。これにつきましては、一般会計でもご説明いたしました町税納付書等印刷及び封入業務委託料の債務負担行為と同様の理由によるものでございまして、国民健康保険税にかかわる分の設定となります。なお、町税分と国保税分一括での発注を予定しているところでございます。債務負担行為の関係ですが、87ページに今後の見込み額を記載してございますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

次に、84ページの歳入でございます。84ページ、4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金では、国保総合システム等業務端末更新にかかわる歳出予算補正に伴いまして一般会計からの事務費繰入金13万8,000円の増額補正でございます。

85ページは、6款諸収入、3項1目1節特別調整交付金では195万5,000円。歳出で計上いたしました国保の都道府県化に伴う新たな機能追加によりシステム修正構築補正及びシステム構築に関し国保連合会契約分については負担金補正の経費について同額の歳入計上でございます。

議案第10号については以上でございます。

続きまして、日程第22、議案第11号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

議案では89ページになります。議案第11号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。平成29年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ28万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,829万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)



第2条 地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。90ページ、第1表、歳入歳出予算補正の歳入、91ページに歳出を載せてございます。

92ページを飛ばしていただきまして、94ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を、95ページには歳出を載せてございます。歳出の合計欄ですが、今回の補正額28万7,000円につきましては、地方債で280万円、一般財源で280万円の減額となっております。これらを合算し、総額としては一般財源で251万3,000円の減額でございます。

先に歳出の98ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等で時間外勤務手当9万9,000円。4月から毎月発生をいたしました水道漏水事故の対応及び台風などの大雨時の施設点検の対応が多く発生し、時間外での出勤対応が多かったことにより今後時間外勤務手当が不足する見込みであることから、補正するものでございます。

99ページ、2款管理費、1項維持管理費、1目維持管理費、11節需用費の光熱水費では18万8,000円。こちらは、水道施設の電気料金について燃料調達費や再生可能エネルギー賦課金の値上がりにより前年度比プラス11%の増となっております。今後の執行見込みにより予算に不足が生じるおそれがあることから、補正するものでございます。

100ページになります。3款災害復旧費、1項簡易水道災害復旧費、1目簡易水道災害復旧費では、280万円の財源内訳の変更となっております。

102ページから103ページは給与費明細書ですので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、96ページの歳入でございます。96ページ、3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金では、一般会計繰入金の251万3,000円の減額補正でございます。

97ページになります。6款町債、1項町債、2目災害復旧債、1節簡易水道施設災害復旧事業債では、簡易水道施設災害復旧事業債280万円。こちらも昨年度の8月30日に発生した台風10号の暴風雨により破損しました福井地区浄水場外壁復旧について平成28年度に応急対応を施し、今年度に本格復旧工事を行いました。復旧に要する財源として災害復旧債が活用できる見込みとなったことから、補正するものでございます。

92ページにお戻りいただきまして、第2表、地方債補正でございます。今ほど歳入で説明をいたしました起債、簡易水道施設災害復旧事業の追加に関する補正を行うものでございます。限度額280万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それから、104ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

議案第11号については以上でございます。

続きまして、日程第23、議案第12号 平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

105ページをお開きください。議案第12号 平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,660万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入を106ページに、歳出を107ページに載せてございます。

108ページをごらんください。歳入歳出予算補正事項別明細書の総括の歳入、109ページに歳出を載せてございます。109ページ、合計の欄ですが、補正額50万円の財源については、全て一般財源でございます。

先に歳出をご説明いたします。111ページをお開きください。2款管理費、1項維持管理費、1目維持管理費、11節需用費の光熱水費では50万円。下水施設の電気料金について燃料調整費や再生可能エネルギー賦課金の値上がりによりまして前年度比プラス8%の増となっており、今後の執行見込みにより予算に不足が生じるおそれがあることから、補正するものでございます。

次に、110ページ、歳入でございます。4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金では、歳入歳出補正予算に伴う収支均衡による一般会計繰入金50万円の増でございます。

議案第12号については以上でございます。

なお、本補正予算にかかわります各会計総括表及び各会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳につきましては、こちらの別冊の補正予算資料一覧の資料のナンバー3のほうに記載してございますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。

提出議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

#### ◎休会の議決

○議長(高橋 守君) お諮りします。

議事の都合により、12月14日から12月18日までの5日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、12月14日から12月18日まで5日間休会することに決定しました。

#### ◎散会の宣告

○議長(高橋 守君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

なお、12月19日の議事日程は当日配付します。  
本日はご苦労さまでした。

散会 午後 3時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自署)

署 名 議 員 猪 狩 一 郎 (自署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (自署)